

学校安全マニュアル

(危機管理マニュアル)



高知県立高知工業高等学校

全日制・定時制

令和8年6月26日改訂版

＜学校安全マニュアルもくじ＞

基本事項

- P.4：危機管理基本方針
- P.5：校内事故・事件時の緊急対応フロー
- P.6：校内事故・事件時の役割分担と留意事項
- P.7：校外活動における事前対応と留意事項
- P.8：緊急連絡先
- PP.9-11：指揮系統
 - ・勤務時間外防災対応連絡順位
 - ・対策本部の編成と役割
 - ・各種緊急対応時（自然災害/不審者/健康被害）
- P.12：報道機関対応について



災害発生

1.災害発生時

- P.14：本校周辺における大規模地震の基礎知識（災害予想、校内避難所、備蓄品保管所）
- P.15：大規模地震の安全確保
- P.16：授業中の大規模地震の緊急対応フロー（一次避難まで）
- P.17：大規模災害における緊急対応（校外活動時・在宅時）等
- P.18：大規模災害における緊急対応フロー（登下校時の対応）
- P.19：大規模災害における緊急対応フロー（校外活動時の対応）
- P.20：南海トラフ地震臨時情報への対応（県立学校）



2.災害発生後

- P.22：授業再開に向けてのフロー
- P.23：休日・夜間の震災時における参集体制
- P.24：災害後教職員の動員計画の対応フロー、災害時の避難所の開設運営
- P.25：災害生徒の避難所としての学校の対応
- P.26：保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー
- P.27：災害伝言ダイヤルの利用方法
- PP.28-31：生徒引渡し関連資料（全）（定）

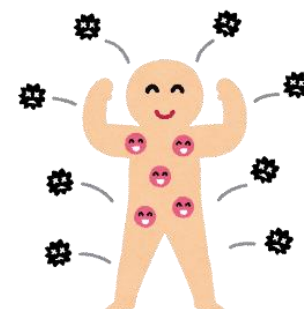


火災

- P.33：火災時の緊急対応フロー

健康被害

- P.35：健康被害の予防、校内であった場合の対応フロー
- P.36：学校において予防すべき感染症
- P.37：アレルギー反応による緊急時の対応
- P.38：エピペンの使用方法
- P.39：熱中症の対策
- P.40：心肺蘇生法
- P.41：生徒の心のケアについて
- P.42：感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制と各連絡先一覧



事故・事件・その他

- P.44：交通事故発生時の対応フロー
- P.45：部活動時における事故防止と対応フロー
- P.46：危険時等発生要領と日常管理
- P.47：学校に不審者が来た場合の対応フロー
- P.48：本校特定で犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー
- P.49：北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る県立学校の対応について
- PP.50-52：台風、大雨等における教育活動の中止判断基準（全）（定）



基本事項

P.4 : 危機管理基本方針

P.5 : 校内事故・事件時の緊急対応フロー

P.6 : 校内事故・事件時の役割分担と留意事項

P.7 : 校外活動における事前対応と留意事項

P.8 : 緊急連絡先

PP.9 -11 : 指揮系統

- ・勤務時間外防災対応連絡順位
- ・対策本部の編成と役割
- ・各種緊急対応時（自然災害/不審者/健康被害）

P.12 : 報道機関対応について

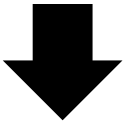


◆危機管理基本方針

危機管理の必要性	危機管理の目的
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の命と人権を守り安全を確保 ・全教職員が一丸で被害を未然に防ぐ ・危機管理マニュアルを確認 ・被害を最小限に留める 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機に関する兆候を積極的に察知 ・迅速・的確に対処する体制の整備 ・研修、訓練を通し意識と資質の向上 ・危機発生時は生徒の安全確保を最優先 ・迅速で的確に対応し、生徒への影響を考慮

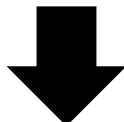
①未然防止

マニュアル作成	日常の行動
<ul style="list-style-type: none"> ・最悪のケースを想定 ・必要な対応、手順を明示 ・関係機関等の連絡先を明示 ・関係機関等からの助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の健康状況の把握 ・生徒、保護者との信頼関係 ・健康、安全指導の徹底 ・各種備品、施設の安全点検 ・講習、研修、訓練の実施
自然災害・人災予測	生徒指導 他
<ul style="list-style-type: none"> ・地震、火災、大雨洪水、大雪 ・授業中、部活動中等の事故 ・学校行事、校外学習中事故 ・登下校中事故 ・不審者、テロ ・感染症 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校 ・いじめ ・薬物乱用 ・喧嘩 ・凶器携帯 ・窃盗 ・携帯電話問題 ・教職員不祥事 ・自殺企図 ・セキュリティ漏れ ・差別 ・著作権侵害 等
想定外はない意識付け	
<ul style="list-style-type: none"> ・常に、本当にこれで大丈夫だろうか意識付け ・トラブルが発生決して一人で抱えず相談 ・悪い情報程早く相談や報告 	



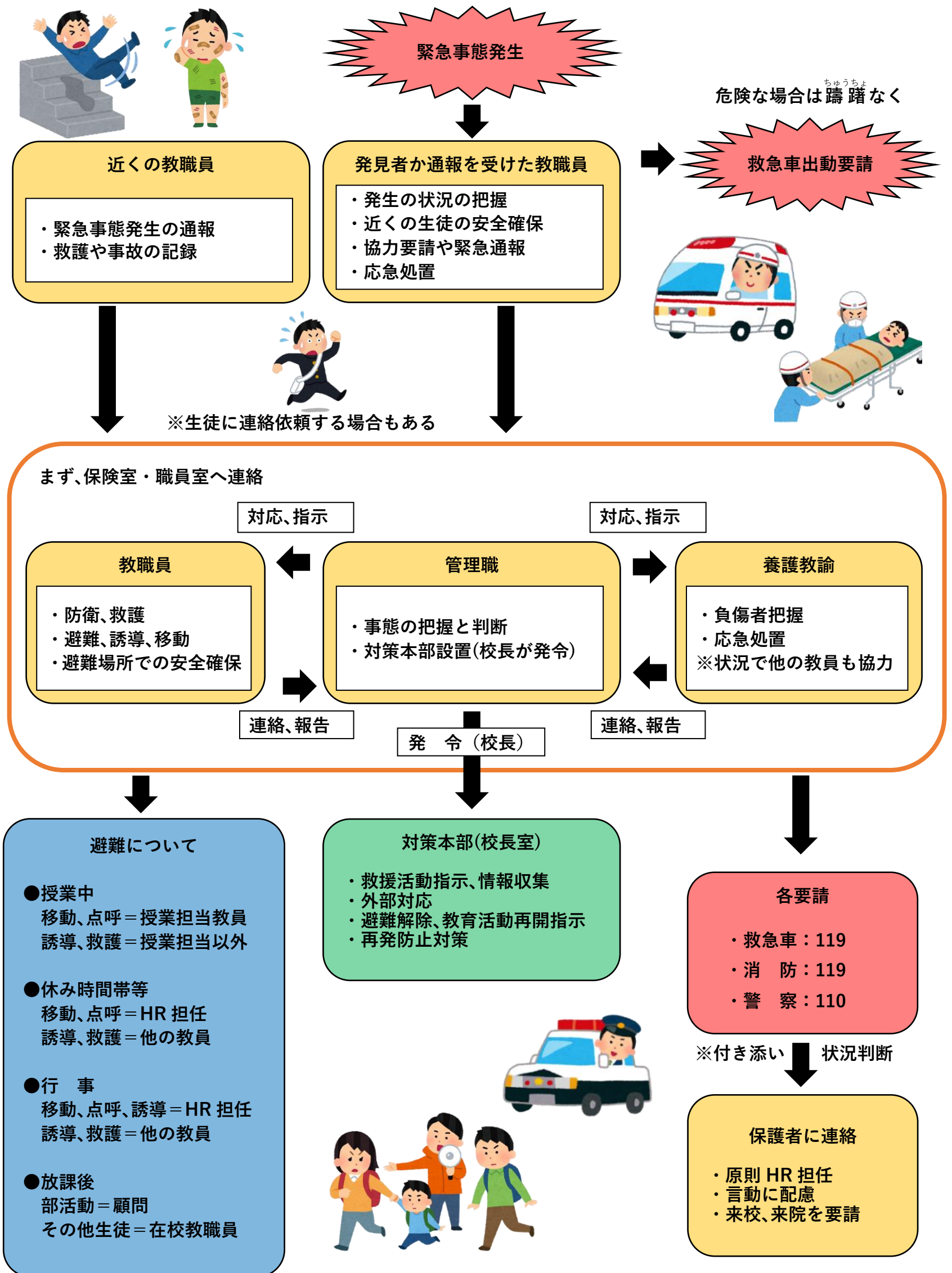
②対応

事故発生 現場対応 報告 対策本部 情報収集 対策検討 情報提示 対策実施 継続的対策	対策本部設置と役割
	<ul style="list-style-type: none"> ・救援活動指示 ・情報収集、整理 ・外部対応 ・避難解除 ・教育活動の再開指示 ・再発防止対策
	情報・対策の窓口の一本化 ※重大な危機が発生した場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮系統の明確化 ・情報収集や対応の決定



③再発防止

◆校内事故・事件時の緊急基本対応フロー



◆校内事故・事件時の役割分担と留意事項

1 発見者

- (1) 協力者の要請
- (2) 救急処置
- (3) 発見後の状況把握と報告（時刻・場所・発生状況・怪我の内容や程度・処置事項等）

2 救急処置

- (1) 救命処置最優先(気道の確保・人工呼吸・心臓マッサージ・止血等)
- (2) ショック予防(体位・保温・安静・『大丈夫だ』と声をかけ安心させる)

3 救急車の要請・・・原則発見者(以後の対応は教頭)

例：意識不明・呼吸困難・不整脈・多量出血・頭部打撲後の吐き気や痙攣等が起きた場合

4 救急車の呼び方

- (1) 局番なしの119番
- (2) 『救急です』とはっきり言う
- (3) 『私は高知工業高校の〇〇です』
- (4) 事故現場の場所を伝える目印をわかりやすく
- (5) 病気や怪我の様子を伝える『誰が』『いつ』『どこで』『どうなった』を伝える
- (6) どんな処置をしたかを報告し、次に何をすればよいかを聞く
- (7) 救急車を出迎え誘導※懐中電灯携行



5 救急車への添乗者……………事故発見者・ホーム担任・養護教諭等

- (1) 『生徒理解カード』（生年月日や住所等がわかるもの）、電話代、持参
- (2) 重症時は2人以上が付き添う

6 家庭連絡

- (1) 原則としてホーム担任
- (2) 強いショックを与えないよう配慮
- (3) 来校または来院を要請する(来院時に保険証を持参してもらう)



7 その他

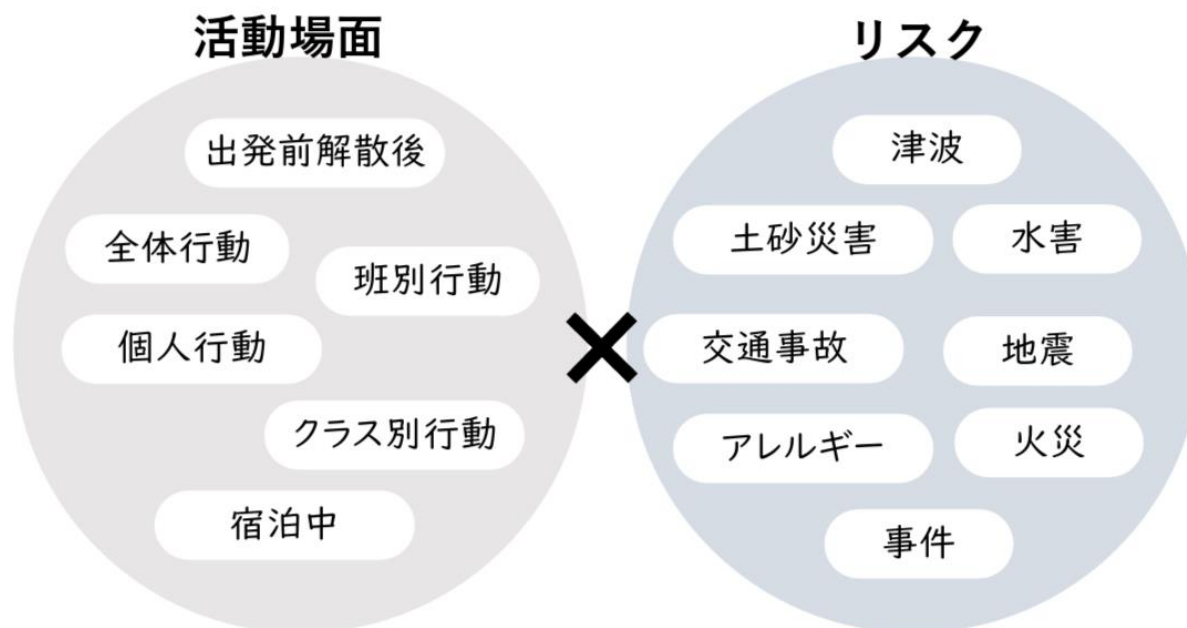
- (1) 渉外は教頭を中心に窓口を一本化
- (2) 他の生徒をパニックにさせないよう配慮
- (3) 受診後、付添い者は生徒の状況・医師の指示等について速やかに学校に報告
- (4) 重大事故では特に正確な記録(発生場所・時刻・事故内容・程度・経過等)

◆校外活動における事前対応と留意事項

校外活動 … 校外実習、部活動遠征、修学旅行、遠足、企業(大学)見学 等

1 事前確認・調査

- (1) 旅行事業所や交通事業所との契約内容（安全確認を含む）の確認
※学校独自で校外活動を実施する場合は、無理のない移動手段を計画や、地域の治安状況、悪天候時の活動制限等、生徒の安全確保に向けて万全を期すこと
- (2) 管理職への事前報告・確認
- (3) 保護者への事前確認・承認（承諾書 等）
- (4) 引率教職員と在校教職員、保護者等との連絡体制の確認
- (5) 校外活動先の地域固有の自然災害・事故の調査（ハザードマップ 等の確認）
- (6) 校外活動先の医療機関や災害時の避難所の確認
- (7) 引率生徒の血液型やアレルギーの有無・発症時の対応（P.37・38 を参照）等を確認
- (8) 活動予定日の気象状況（週間予報 等）の確認と対策計画



2 校外活動時の携行品

- (1) 生徒名簿（血液型やアレルギー等の情報を含む）
- (2) 保護者等の緊急連絡先台帳
- (3) 携帯用救急セット
- (4) 携帯電話・スマートフォン 等

3 現地到着後の確認 ※引率教員間で周知徹底

- (1) 生徒の体調確認
- (2) 利用施設との確認（緊急時の対処方法 等）
- (3) 現地での気象状況を踏まえた活動内容の確認
- (4) 生徒への活動における留意事項（施設の利用方法、単独行動の禁止 等）の確認 等



◆緊急連絡先

学 校 088-831-9171 高知市棧橋通 2-11-6

緊急電話

高知南警察署 110 番 : 088-834-0110
高知市中央消防署 119 番 : 088-831-1860

緊急電話 (医療機関)

医療情報センター : 088-825-1299
高知赤十字病院 : 088-822-1201
近森病院 : 088-822-5231
須藤歯科医院 : 088-823-4995 学校歯科医
潮江高橋病院 : 088-833-2700 学校医
高知市保健所 : 088-822-0577

高知県教育委員会

学校安全対策課 : (TEL)088-821-4533 (FAX)088-821-4546
高等学校課 : (TEL)088-821-4851 (FAX)088-821-4547

高知市関連機関

高知市役所 : 088-822-8111
高知市防災政策課 : 088-823-9055
高知市教育委員会教育課 : 088-823-9473
高知市南部福祉保健センター : 088-878-9060
潮江公民館 : 088-831-5355
高知市総務課 : 088-823-9411

交通手段

土佐ハイヤー南ノ丸 : 088-832-1313
土佐ハイヤー梅ノ辻 : 088-833-7788

指揮系統

◆勤務時間外防災対応連絡順位

連絡順位	役職名	
	全日制	定時制
1	校 長	
2	副 校 長	
3	教 頭	教 頭
4	事 務 長	
5	教務主任	教務主任
6	生徒指導主事	生徒指導主事
7	総務主任	総務主任
8	補導専任	補導専任
9	人権教育主任	人権教育主任

◆対策本部の編成と役割

対策本部		
役職名	担 当	内 容
本部長	校 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校避難指示 ・ 避難の実施方法決定 ・ 負傷者の救護決定 ・ 情報収集 ・ 地域全体の被害状況把握 ・ 教育委員会や外部機関対応 ・ マスコミ対応(本部長) ・ 教職員の役割分担の決定 ・ 保護者対応 ・ 記録と整理及び報告 ・ 今後の対応方針決定
副本部長	副校長 教 頭 事務長	
対策委員	主幹教諭（全） 教務主任 生徒指導主事 総務主任 補導専任 人権教育主任 学校安全担当	

◆自然災害対応

役 割	担 当	内 容
生徒対応	授業担当教員 ホーム担任	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の状況把握 ・その場を離れない ・生徒の安全確保 ・生徒の負傷確認、不安の払拭 ・避難時の安全性確認 ・的確な避難誘導指示 ・二次災害防止活動
避難誘導	授業外教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の安全性把握 ・避難場所の安全性把握 ・校舎の被害状況把握 ・避難経路確保と誘導 ・要救助者の確認 ・負傷者の応急手当 ・二次災害防止活動
安否確認	全日制：学年主任 定時制：各工業科長 全・定：HR 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎内残留生徒の確認 ・校内施設残留生徒の確認 ・教職員の被害把握 ・生徒の被害把握
救 護	生徒支援部 ホーム副担任	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の状況確認 ・負傷者の救出
救急医療	全・定：養護教諭(講師) 全日制：生徒指導部 定時制：生徒支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者への応急手当 (負傷の程度を本部に連絡) ・救急車の同乗 (原則ホーム担当)
保護者対応	副本部長 ホーム担任	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の校舎外避難後の対応 ・保護者との連絡方法 ・連絡が取れない場合の下校方法

◆不審者対応

役 割	担 当	内 容
不審者対応	全日制：生徒指導部 定時制：生徒支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・複数で現場に向かい即時対応 ・生徒の安全確保 ・可能な場合行為の静止
生徒対応	授業教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・その場を離れない ・不審者の対応 ・生徒の安全確保 ・他の教職員への通報 ・避難指示 ・生徒の不安払拭
避難誘導	授業外教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・安全経路へ避難誘導 ・的確な指示 ・被害の拡大防止
安否確認	全日制：学年主任 定時制：各工業科長 全・定：HR 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎内の残留生徒の確認 ・要救護者の確認 ・教職員、生徒の被害の把握
救急医療	全・定：養護教諭(講師) 全日制：生徒指導部 定時制：生徒支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急手当 ・負傷の程度を本部に連絡 ・救急車の同乗(各ホーム担当)
保護者対応	副本部長 ホーム担任	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の校舎外避難後の対応 ・保護者との連絡方法 ・連絡が取れない場合の下校方法

◆健康被害対応

役 割	担 当	内 容
救急医療	全・定：養護教諭(講師) 全日制：人権教育部 定時制：生徒支援部	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の健康観察 ・保健室来室状況把握 ・来室理由把握 ・欠席状況と推移の把握 ・医療機関と連携、連絡 ・患者の応急手当 ・対策本部と連携 ・情報収集
環境衛生	養護教諭(講師) 学校薬剤師 衛生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の環境衛生検査の実施と協力(飲料水、トイレ、手洗い場、給水施設等)
保護者対応	副本部長 ホーム担任 ホーム副担任	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A 役員会、保護者説明会の開催 ・症状のある生徒への対応 ・症状のない生徒への対応

◆報道機関対応について

- 取材があった際は、誠意をもって対応し可能な限り取材に協力するよう心がける。
- 場合によっては、報道機関の取材前に積極的に報道発表していく姿勢も大切です。

1 対応の基本姿勢

(1) 積極的な情報の公開

個人情報や人権等に最大限配慮しながら、正確な情報と事実を積極的に公開する。また、事実を隠蔽しているのではないか等の誤解を生じさせないように、決して拒否的な態度はとらない。ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性を十分説明し、理解を求める。

※一方的に「取材に応じられない」といった対応は決してしないこと。

(2) 誠意ある対応

報道機関を通じ、学校の対応や今後の方針等も広く保護者や地域に伝えられるため、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報や対応に差異が生じないように公平に行う。

2 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

説明は、責任者（管理職等）が窓口となり対応する。責任者が不在のときは、その旨を説明し、でき得る限り責任者から連絡するようにする。また、報道対応にあたる教職員間で意思の疎通を図り、情報を共有する。

(2) 報道機関への要請

取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合は、児童生徒等の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法等を要請する。

- 校地内への立入り可能場所について
- 生徒等に対する取材の可否について
- 取材場所及び時間について
- 記者会見の予定について

(3) 取材者の確認

報道機関から取材があった際は、社名・氏名・電話番号・取材内容等を必ず記録する。

(4) 取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答を作成等する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているか等の事項に留意するとともに、警察等の関係機関と事前に協議をおこなう。

(5) 明確な回答

把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え、誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、その理由を説明し、対応できる時期を示す。万が一間違っ て説明したことが判明したときは、直ちに取材者に訂正を申し出る。

(6) 教育委員会との連携

事前に教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等についての助言等、支援を要請する。

(7) 記者会見

取材が殺到する場合は、教育委員会と連携を図り、学校運営が混乱しないよう時期や場所等を決め、記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考える。

災害発生

1.災害発生時

P.14：本校周辺における大規模地震の基礎知識

(災害予想、校内避難所、備蓄品保管所)

P.15：大規模地震の安全確保

P.16：授業中の大規模地震の緊急対応フロー（一次避難まで）

P.17：大規模災害における緊急対応（校外活動時・在宅時）等

P.18：大規模災害における緊急対応フロー(登下校時の対応)

P.19：大規模災害における緊急対応フロー(校外活動時の対応)

P.20：南海トラフ地震臨時情報への対応（県立学校）



◆本校周辺における大規模地震の基礎知識

学校の立地条件

標高 : 約0.5～1 m
 海岸からの距離 : 約1 km
 屋上 : 約15 m (1～3号館)

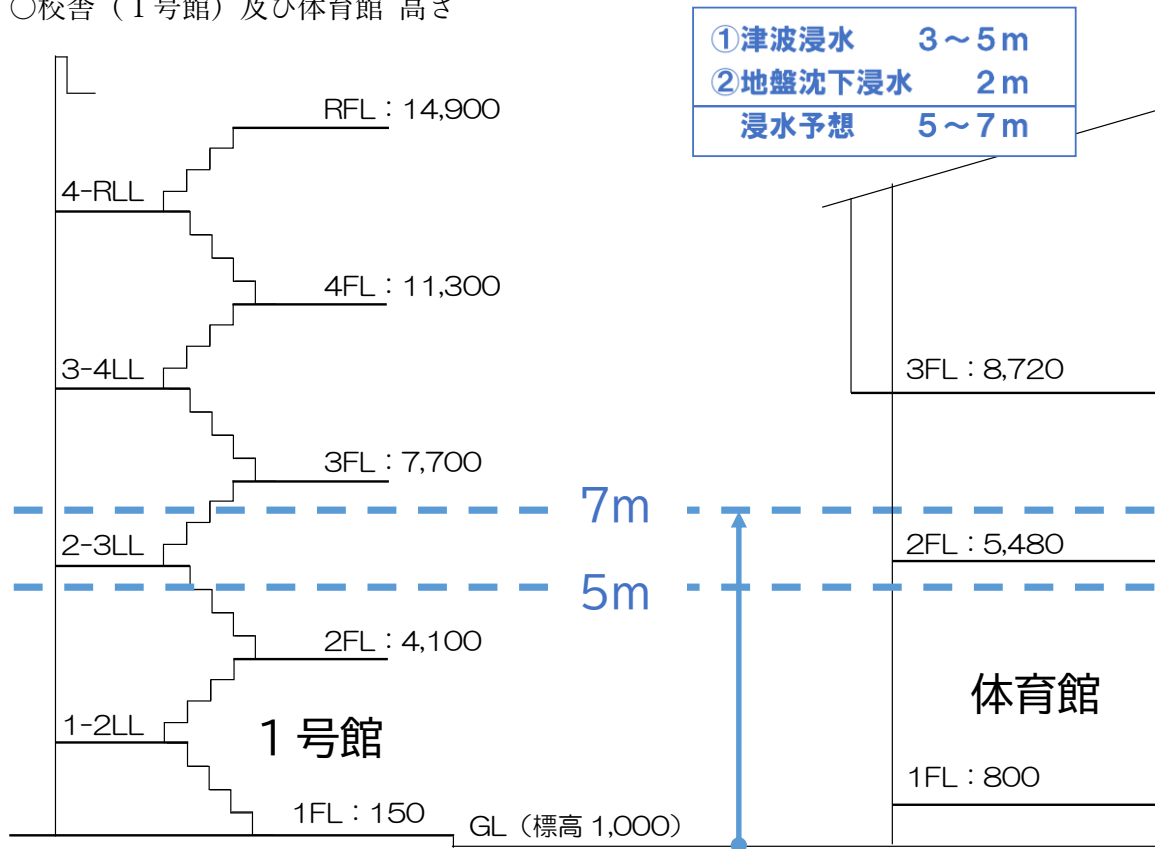


◆災害予想

震度 : 7
 地震継続時間 : 約3分
 津波による浸水 : 3～5 m
 地盤沈下 : 約2 m (液状化)
 津波到達時間 : 40分 ※30 cmの浸水で避難困難



○校舎 (1号館) 及び体育館 高さ



○校内避難場所 (浸水対応) ※渡り廊下は原則使用しない (強度的に崩落の可能性があるため)

- ◎ 1号館3階以上 … 県の備蓄品が4階に保管されているため
- ◎ 2号館3階以上 … 県の備蓄品が4階に保管されているため
- △ 3号館3階以上 … 備蓄品がないため一時的な避難のみ可
- ▲ 体育館 … 市の避難所としての備蓄品が保管されているが浸水の可能性があるため

◆校内避難場所

- ・原則1・2号館の4階が避難先
- ・避難の際、2階以上の渡り廊下は使用しない

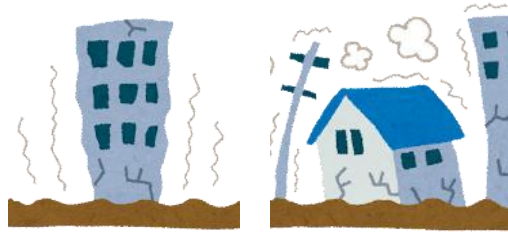
避難が困難な場合

- ・最寄りの校舎の最上階
- ・体育館2階以上

◆備蓄品保管場所

- ・1号館 : 4F塔屋
- ・体育館 : 3F東側
- ・2号館4F : CAD準備室
- ・体育館3F : ステージ側

◆大規模地震の安全確保



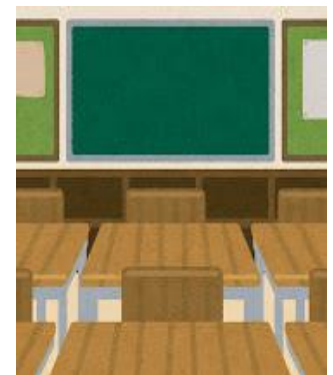
安全確保の基本

授業中の対応	休み時間、放課後等の対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの窓、壁と反対側に頭を向けさせる ・ 机の下に潜らせ、机の脚をしっかりとさせる ・ 教職員は冷静に的確な指示を与える ・ 安心させるような声かけを続ける ・ 火を消す。ガスの元栓を閉める ・ 電気器具のコンセントを抜く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員が居なくても生徒自らが助け合い、安全確保出来るよう日頃から指導しておく ・ 揺れが終息し安全が確保された後、教職員は生徒のもとへ急行、安否確認、避難行動準備

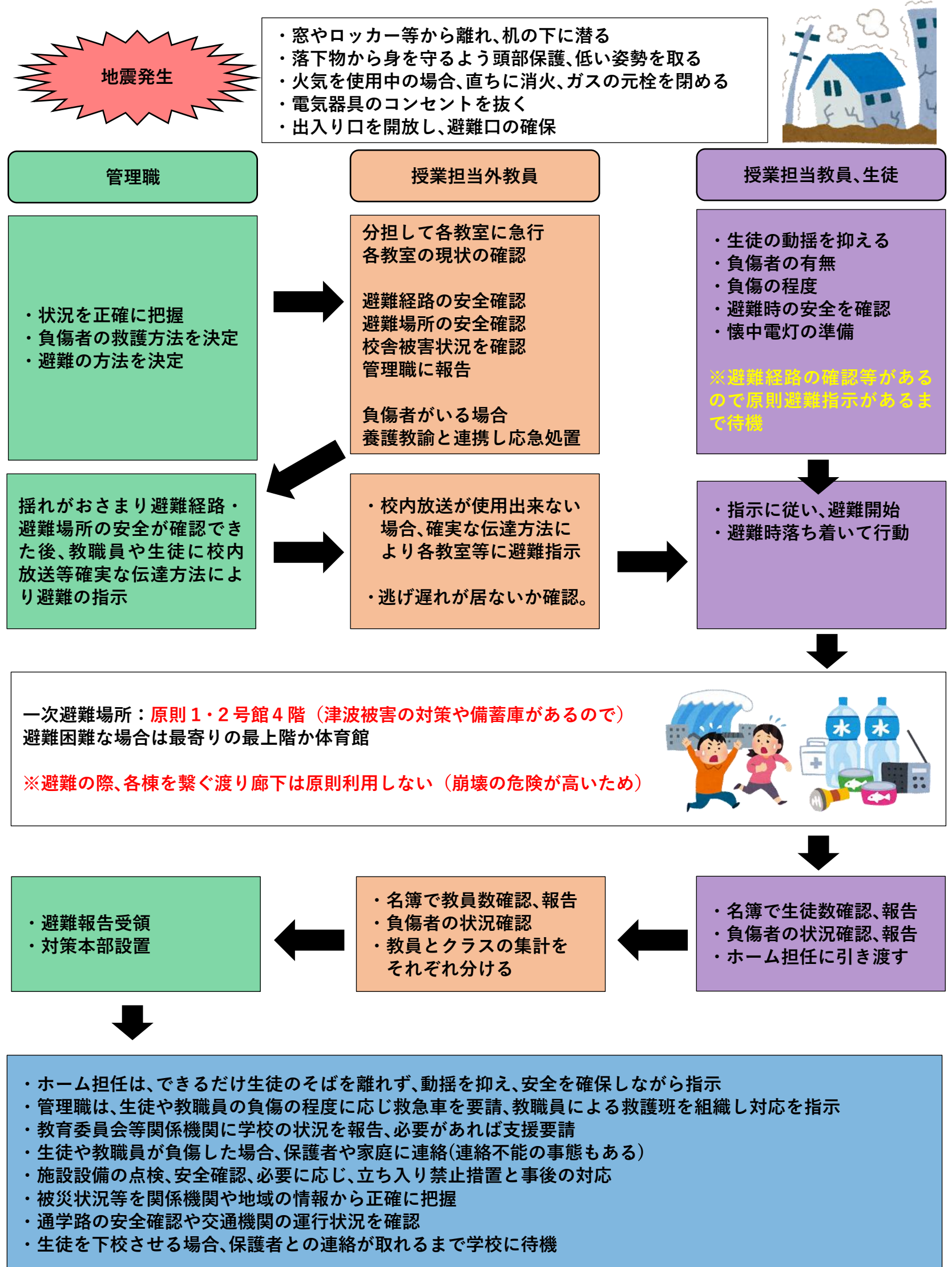


場所別の初期行動

場 所	具体的な行動
教 室	近くの窓、壁と反対側に頭を向ける 机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと
特別室	危険物から離れる (機械、実験器具、棚、工具、テレビ等)
体育館	体育器具や窓ガラスから離れ、中央部に集まる 頭部保護、低姿勢の維持
階段や廊下	窓ガラス、蛍光灯の落下を避け、中央部で低姿勢の維持 近くの教室の机の下に潜る
トイレ	ドアを開け、頭部を保護して動かずにいる
運動場・校舎外	校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、 フェンスや体育器具等崩壊の危険性のあるものから離れる 姿勢を低くする



◆授業中の大規模地震の緊急対応フロー(一次避難まで)



◆大規模災害における緊急対応(校外活動時・在宅時)



予想される状況

- ・強い揺れの際は立つこと、歩行も困難
- ・建物や電柱等の倒壊で電線の破断
- ・瓦や外壁や看板の落下や窓ガラス飛散
- ・塀や石垣や自動販売機等の倒壊
- ・液状化で泥水や砂の噴出
- ・液状化で建造物の傾斜や道路の陥没
- ・傾斜地は、山崩れ・崖崩れが発生
- ・海岸部は、津波の危険性
- ・道路の地割れ
- ・プロパンガスの漏洩



◆緊急時の情報収集方法



緊急時の情報収集方法

- 被害の状況や生活に関連する情報を正確に入手できる手段が大切
- 災害時に必要な情報源(自分にあった情報の入手方法を選んで用意)
 - ・テレビ
 - ・ラジオ
 - ・スマートフォン
 - ・地域の防災無線
 - ・県や市町村の広報 等

※誤った情報や出所の分からない情報に惑わされないように注意



◆災害時に必要な情報



緊急時の情報収集内容

- 各地の被害の状況
- 被害の予想
- 交通手段・電気・水道・ガスなどの復旧の状況
- 気象庁が発表する警報や注意報、気象情報



※ただし避難行動に関しては、特に津波の危険性が高い大地震の場合など、情報を待たずにまず安全な高台へ！空振り OK、見逃し NG

◆安否情報や集合(避難)場所などの確認

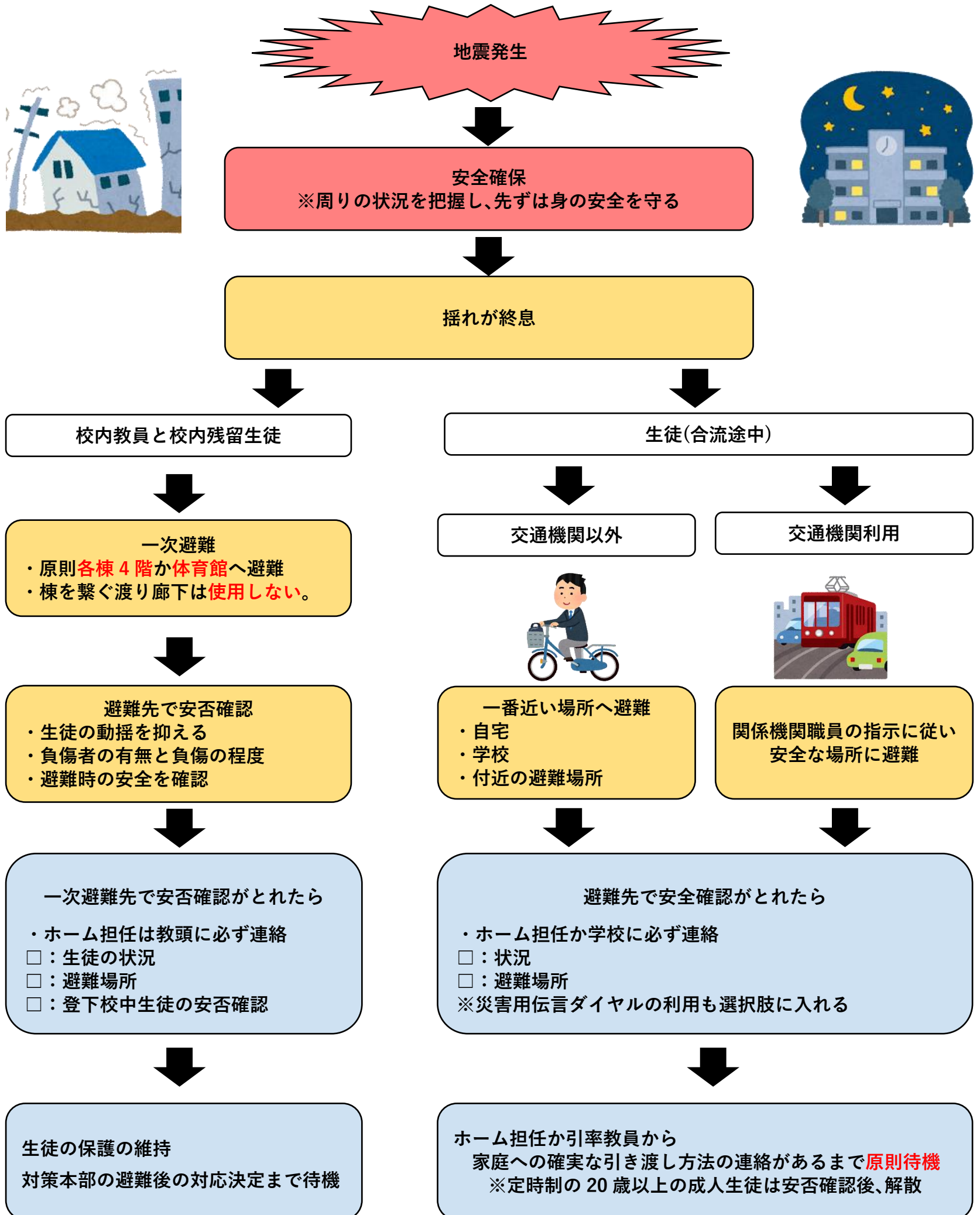
災害時は携帯電話がつながりにくく安否確認や避難場所の確認に時間を有する

- ①：すぐーる
- ②：緊急連絡網
- ③：災害用伝言ダイヤルを利用

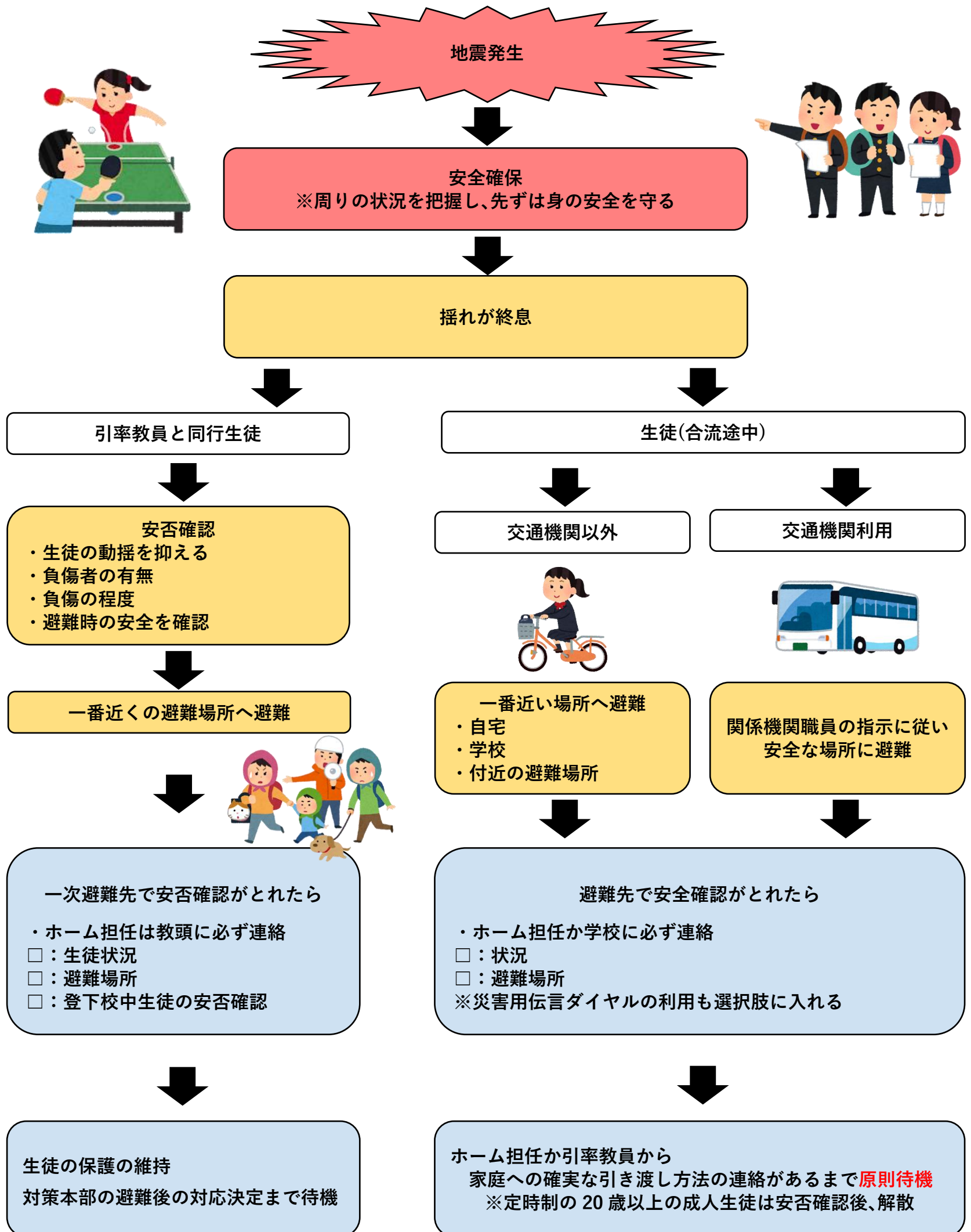
※生徒個々の避難場所については生徒理解カードに記載
避難用持出袋にて管理(職員室入口棚に常備)



◆大規模災害における緊急対応(登下校時の対応)のフロー



◆大規模災害における緊急対応(校外活動時の対応)のフロー



南海トラフ地震臨時情報への対応（県立学校）

高知県教育委員会

マグニチュード 6.8 以上の地震等、南海トラフ震源域等で異常な現象が発生

『南海トラフ地震臨時情報（調査中）』発表		授業時間中の発表	
登下校時間帯の発表 登校前 ・自宅待機※1 登下校中 ・速やかに登下校を完了 下校前 ・速やかに下校※2、※3	地震による被害有り ・危機管理マニュアル等にもとづく対応 ・気象庁による発表を注視 ・通学に関わる交通インフラの状況確認	地震による被害無し ・気象庁による発表を注視 ・通学に関わる交通インフラの状況確認 ・状況に対応しながら、通常の学校運営を維持	
※1 待機に伴う遅刻は遅刻扱いにしない ※2 部活動は中止 ※3 交通機関が運転を見合わせている場合は学校待機	『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）』発表 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 原則、1週間の休校 <small>（ただし、地域の状況により3日程度で再開することもありうる※4）</small> </div> <ul style="list-style-type: none"> すべての施設の安全点検 家庭、児童生徒本人への連絡（大規模地震発生時の注意喚起及び発生時の安否確認方法等に関する連絡） 		
『調査中』発表より 最短 2 時間後	『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）』発表 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 原則、1週間の休校 <small>（ただし、地域の状況により3日程度で再開することもありうる※4）</small> </div> <ul style="list-style-type: none"> すべての施設の安全点検 家庭、児童生徒本人への連絡（大規模地震発生時の注意喚起及び発生時の安否確認方法等に関する連絡） 	『南海トラフ地震臨時情報（調査中）』発表 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 大規模地震発生の可能性がなくなっただけではないことに留意しつつ、通常の学校運営を継続 </div>	
『巨大地震注意』 『巨大地震警戒』 発表より 1 週間後	『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）』発表 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 全ての学校を再開 <small>※6</small> </div> <ul style="list-style-type: none"> 『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）』発表中の対応に準じた対応 	『南海トラフ地震臨時情報（調査中）』発表 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 大規模地震発生の可能性がなくなっただけではないことに留意しつつ、通常の学校運営を継続 </div>	
『巨大地震警戒』 発表より 2 週間後	『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）』発表 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 大規模地震発生の可能性がなくなっただけではないことに留意しつつ、通常の学校運営を継続 </div>	『南海トラフ地震臨時情報（調査中）』発表 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 大規模地震発生の可能性がなくなっただけではないことに留意しつつ、通常の学校運営を継続 </div>	

※4 学校を再開する際は、『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）』発表中の対応に準じた対応を行う

※4、5、6 被災の可能性を考慮し登校を希望しない児童生徒は、校長が認めた場合、指導要録上『出席停止、忌引き等の日数』として扱い欠席にはしない

災害発生

2.災害発生後

P.22：授業再開に向けてのフロー

P.23：休日・夜間の震災時における参集体制

P.24：災害後教職員の動員計画の対応フロー

災害時の避難所の開設運営

P.25：災害生徒の避難所としての学校の対応

P.26：保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー

P.27：災害伝言ダイヤルの利用方法

PP.28-31：生徒引渡し関連資料（全）（定）



◆授業再開に向けてのフロー



教職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員やその家族の安否確認 ・教職員の住居の被災状況確認 ・住居の安全を確保した後、直ちに学校に集合 ・学校防災本部の設置 ・状況に応じ、臨時休校の措置 ・教育委員会や保護者に連絡
-------	--



災害状況	生徒地域 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒や保護者の安否確認 ・生徒動向把握(避難先等) ・生徒の心理面への影響確認 ・生徒の住居の被災状況確認 ・地域の被害状況の確認
	校舎 <ul style="list-style-type: none"> ・目視点検で校舎等の被害状況確認 ・ライフライン、電話の被害状況確認



授業再開 事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎の被害に対する応急措置 ・校舎等の安全点検、危険度の判定調査 ・ライフライン、仮設トイレの確保 ・通学路の安全点検 ・教室確保(施設借用、仮設教室設置) ・避難移住生徒の修学手続きの臨時措置 ・学用品、救援物資等の受入れ ・避難所の運営
--------------	--



授業再開準備	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎施設、設備の復旧 ・仮設教室の建設 ・教科書確保 ・生徒の学力補充と心のケア対策 ・教職員配置、教職員不足の場合への対応 ・授業形態の工夫 ・再開時の保護者への連絡
--------	---



生徒訪問 臨時登校	<ul style="list-style-type: none"> ・避難移動した生徒の訪問 ・生徒の確認と学級編成 ・心理面の安定確保 ・具体的な被害状況確認(学用品等) ・通学の安全指導、臨時登校
--------------	--



授業再開



◆休日・夜間の震災時における参集体制

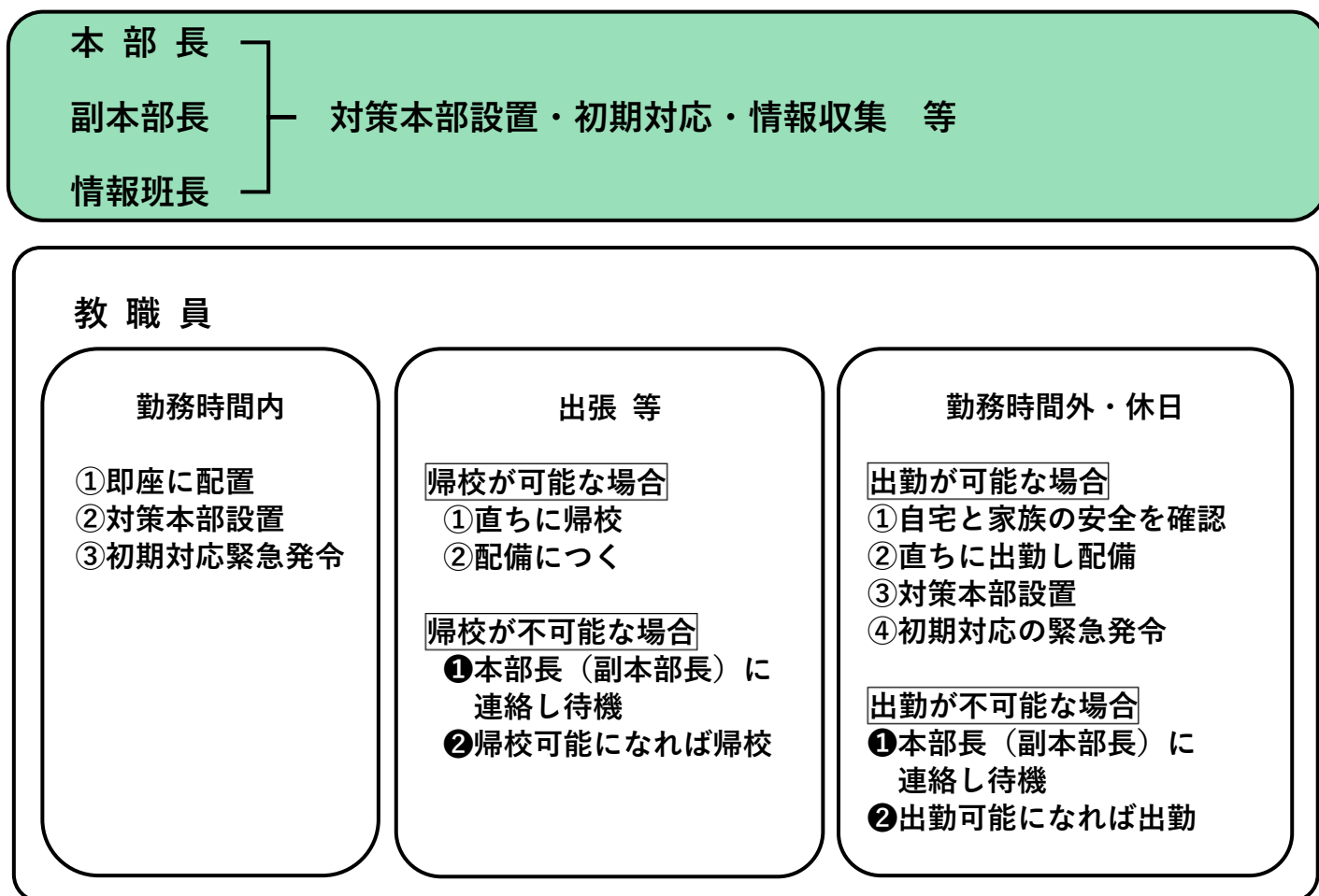
配備体制	配備基準	参集体制
第1配備 警戒態勢	津波注意報が 高知県中部に発表	原則なし（通信機器で学校長と連絡・確認） ※必要に応じて 本部長 副本部長 が参集
第2配備 必要に応じて 災害対策本部設置	震度4の地震が 高知県中部で発生	本部長 副本部長 ※対策本部設置の場合は 対策委員 も参集
	津波警報が発表	同 上 ※待機もしくは近くの参集場所、本人の安全確認後参集
第3配備 対策本部設置	震度5弱の地震が 高知県中部で発生	災害対策本部員 に加え 各分掌長 各工業科科長 学年主任
	震度5強以上の地震が 高知県中部で発生	全教職員
	大津波警報が発表	同 上 ※待機もしくは近くの参集場所、本人の安全確認後参集

注意1：学校への参集については、身の安全を第一に考えた行動での参集とする

注意2：原則は勤務校への参集とするが、不可能な場合は最寄りの参集場所への参集とする

災害対策本部		
役職名	担当	内容
本部長	校長	<ul style="list-style-type: none"> 生徒及び教職員の安否確認 負傷者の救護決定 学校の被害状況把握 地域の被害状況把握 教育委員会や外部機関対応 マスコミ対応(本部長) 教職員の役割分担の決定 保護者対応 記録と整理及び報告 今後の対応方針決定 等
副本部長	副校長 教頭 事務長	
対策委員	主幹教諭（全） 教務主任 生徒指導主事 総務主任 補導専任 人権教育主任 学校安全担当	

◆災害後教職員の動員計画の対応



◆災害時の避難所の開設運営

- 1 学校の果たす最も重要な役割
 「生徒の安全確保」と「災害の規模や被害の状況、地域の実情等により避難所を開設」
- 2 避難場所運営業務について

災害の程度	災害救助法が適用され、県市町村防災担当部局で迅速な対応ができない場合
業務内容	避難所運営業務としては、特に開設初期の業務として、次のような業務がある。 ① 避難者数の確認 ② 避難者名簿の作成 ③ 避難状況の報告 ④ 食料・飲料水の供給 ⑤ 毛布等軽寝具の貸与 等
従事期間 等	学校の早期再開を念頭に入れ、災害救助法で定められている避難所の開設期間である7日以内を原則とする。 なお、避難所運営業務については、自主防災組織による自主運営やボランティアの受け入れ等により教職員に過度の業務を課さないものとする。

◆災害発生後の避難所としての学校の対応

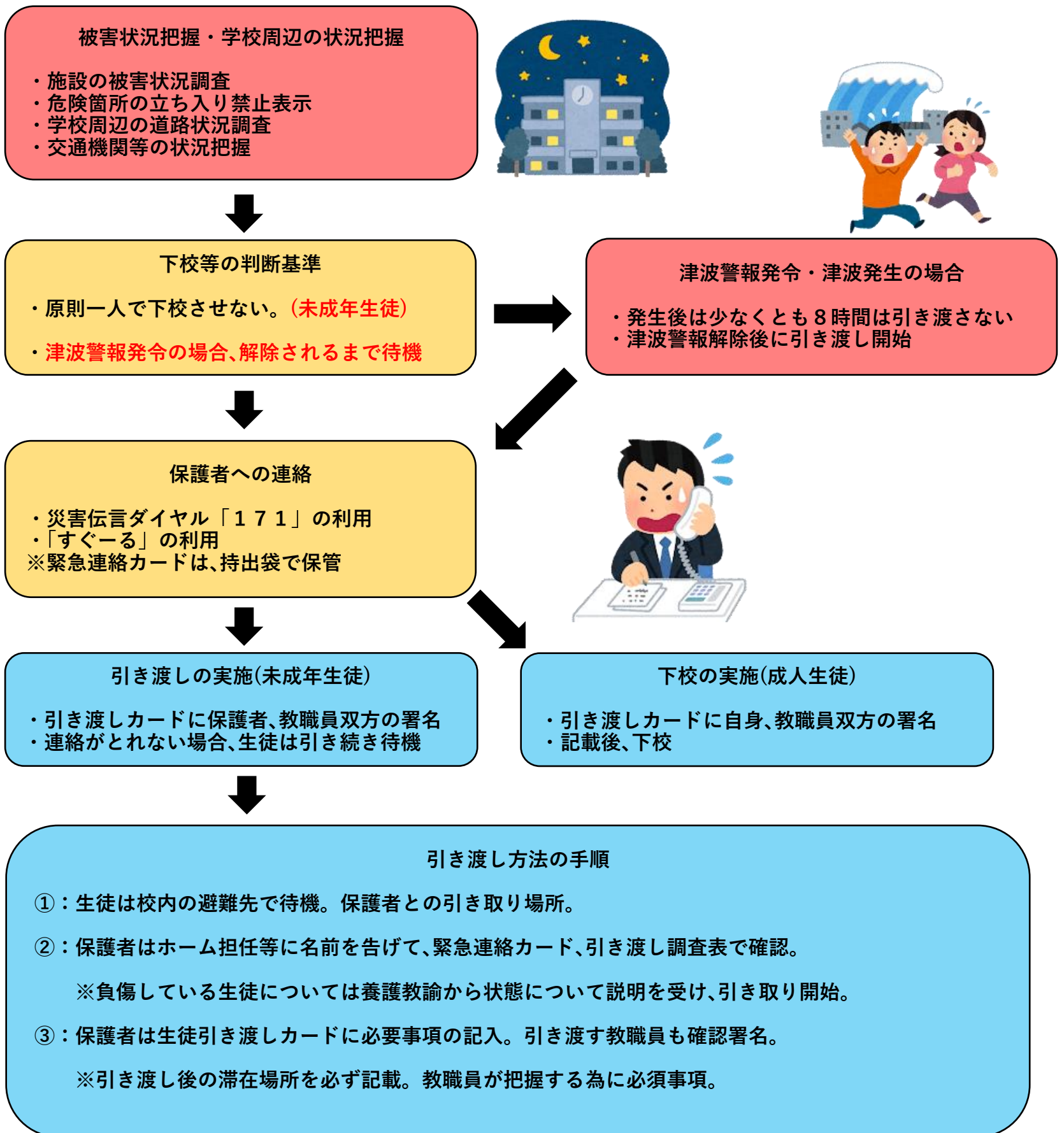
学校防災本部設置(本部は校長室)	
・ 学校医、地域の医師会と連携	・ 避難所支援の構成人数と役割分担の決定
・ ボランティアの受け入れ準備	・ 自主防災組織や防災担当部署職員との協力体制確立



各対応一覧		
各対応	公務分掌	内容
施設等 開放区域明示	事務室 教務部 全日制：生徒指導部 定時制：生徒支援部	・ 開放、立入禁止区域の明示 ・ 緊急車両の発着場確保 ・ 高齢者や障がい者への優先的配慮
避難者誘導	進路指導部	・ 避難所使用のマナー ・ 担当者による誘導 ・ 一般的注意の徹底 ※避難者の自家用車の乗入れは原則禁止
救援物資調達配給	全日制：企画情報部 定時制：教務部	・ 配給時トラブルの回避 ・ 食事、救援物資の配給経路の把握 ※高齢者、障がい者、非常持出品の無い家庭を優先
衛生環境整備	全・定：養護教諭(講師) 全日制：人権教育部 定時制：生徒支援部	・ 仮設トイレの設置 ・ ゴミの収集場所の管理 ・ 食中毒や伝染病等衛生面への配慮
仮設テント設置	全日制：人権教育部 定時制：生徒支援部	・ 緊急車両の進入の妨げとならない場所に設置
避難所運営 組織づくり支援	総務部 教務部	・ 学校防災本部長、副部長との連携 ・ 避難生活の基本的ルールについての助言
ボランティア 受け入れ	進路指導部	・ ボランティアコーディネーターに協力依頼 ・ 活動拠点の設置 ・ 災害ボランティアセンターとの連携
炊き出し協力	全日制：生徒指導部 企画情報部 定時制：生徒支援部	・ 使用可能な調理室(食堂)の提供 ・ 献立、衛生管理等についての助言
避難者の名簿作成	総務部 総務部	・ 原則、入所時に記入 (氏名・性別・年齢・住所・携帯番号等) ・ 名簿の作成と更新
情報連絡活動	事務室	・ 避難者用緊急電話の設置依頼 ・ メディアを利用した情報収集
自主防災組織への移行		・ 避難所運営が避難住民の自治組織に移行。 ・ 以降教職員は側面から支援

○避難住民間でのトラブル…トラブルが発生した場合、避難住民の自治組織に連絡し、その解決を求める。震災直後は助かったことへの安堵感が強いが、状況が明らかになるにつれて「怒り」「不安感」「焦燥感」「ストレス」等の影響で、トラブルが発生しやすくなる。そのために、避難住民が語り合える場を設けたり、健康体操(レク)を実施するなど、気分転換を図ることも重要である。

◆災害発生後の保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー



◆災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害発生時には、安否確認・問合せ等の電話が爆発的に増加し、電話回線が混雑することで学校と保護者の連絡が困難になることが予想されます。そこで、保護者への対応として、NTTが設置する「171（災害用伝言ダイヤル）」を利用することで、安否情報等の伝達の向上を図ることができます。

このシステムは、被災地内の電話番号をメールアドレスとして、安否等の情報を音声により伝達するものです。

1 利用のお知らせ

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でNTTが「171」を設置したことや利用方法・伝達登録エリア（都道府県単位）等が知らされます。

2 利用方法

固定電話や携帯電話等のあらゆる電話から接続・利用が可能となります。

3 利用内容

- (1) 伝言の録音時間：1伝言あたり30秒以内
- (2) 伝言の保存期間：録音時から48時間
- (3) 伝言の蓄積数：1番号あたり1～10件

4 利用方法



学校の情報

伝言の録音（学校）

- ① 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ② ガイダンスが流れる。
- ③ 「1」をダイヤルする。
- ④ ガイダンスが流れる。
- ⑤ 学校の電話番号088-831-9171をダイヤルし、伝言を30秒以内で録音する。

伝言の録音（生徒・保護者）

- ① 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ② ガイダンスが流れる。
- ③ 「2」をダイヤルする。
- ④ ガイダンスが流れる。
- ⑤ 学校の電話番号088-831-9171をダイヤルし、伝言を再生する。（新しいメッセージから再生される。）

生徒・保護者の情報

伝言の録音（生徒・保護者）

- ① 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ② ガイダンスが流れる。
- ③ 「1」をダイヤルする。
- ④ ガイダンスが流れる。
- ⑤ 自宅の電話番号を市外局番からダイヤルし、伝言を30秒以内で録音する。

伝言の録音（学校）

- ① 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。
- ② ガイダンスが流れる。
- ③ 「2」をダイヤルする。
- ④ ガイダンスが流れる。
- ⑤ 生徒（自宅）の電話番号を市外局番からダイヤルし、伝言を再生する。（新しいメッセージから再生される。）

5 携帯電話使用で171が利用できにくい場合

インターネット「（緊急）災害用伝言板」を利用してください。

auは「（緊急）災害用伝言板 au」、Softbankは「（緊急）災害伝言板 softbank」等

全日制

生徒引き渡し管理票

第 年

科

No	生徒氏名	現状	引き渡し情報						担当	備考
			月日	時間	引取り者	関係	避難予定場所	連絡先		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

定時制

生徒理解カード

本人	ふりがな				科					
	氏名									
	生年月日 西暦 年 月 日生				コース					
	入学時	年度	年度	年度					年度	年度
		年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次		
(1) 入学時 写真貼付欄 写真裏面に 科名・氏名 を記入		(2) 写真貼付欄		(3) 写真貼付欄		(4) 写真貼付欄		(5) 写真貼付欄		
現住所		〒 - - - - - 携帯電話 - - - TEL - - -								
勤務先	名称									
	所在地	〒 - - - - - TEL - - -								
保護者	ふりがな							続柄		
	氏名							続柄		
	現住所	※生徒と異なる場合に記入 〒 - - - - - 携帯電話 - - - TEL - - -								
勤務先							職業			
保証人	ふりがな							続柄		
	氏名							続柄		
	現住所	〒 - - - - - 携帯電話 - - - TEL - - -								
勤務先							職業			
家族構成	続柄	氏名	年齢	同居別居	続柄	氏名	年齢	同居別居		
				同・別				同・別		
				同・別				同・別		
				同・別				同・別		
大規模災害時等対応	緊急連絡先	①	氏名	TEL - - -				続柄		
		②	氏名	TEL - - -				続柄		
		③	氏名	TEL - - -				続柄		
	※ 未成年の場合、最優先連絡は保護者とします。また、未成年の場合、引渡者として連絡いたします。									
	(施設・地域等) 一次避難先	在宅中								
自宅から通学中										
勤務中										
勤務先から通学中										

定時制

◆生徒引渡し連絡カード(20歳未満生徒用)

生徒氏名	(歳)	学年・組	年 組
緊急時連絡先	()		
引取者氏名	生徒との関係		
避難場所			
引渡日時	月 日 ()	時	分
対応教職員名			

注意事項

- ・原則、20歳未満生徒は保護者が引取り者が居ないと引渡し不可
- ・提出時に中身を確認後提出が認められたら2次避難先に避難可
- ・対応教職員は記入された生徒引渡し連絡カードを対策委員か管理職に提出

◆生徒引渡し連絡カード(20歳以上生徒用)

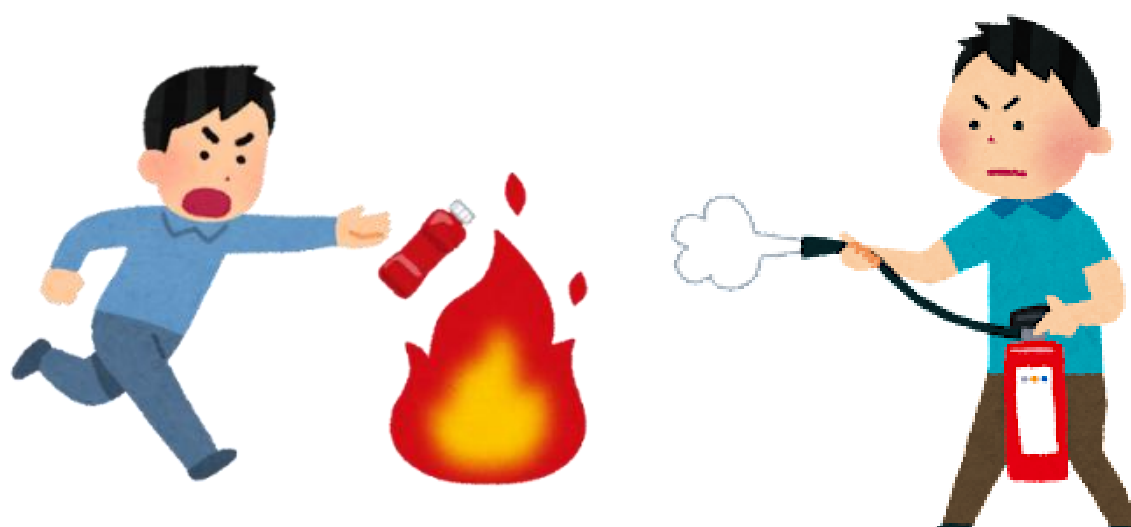
生徒氏名	(歳)	学年・組	年 組
緊急時連絡先	()		
避難場所			
提出日時	月 日 ()	時	分
対応教職員名			

注意事項

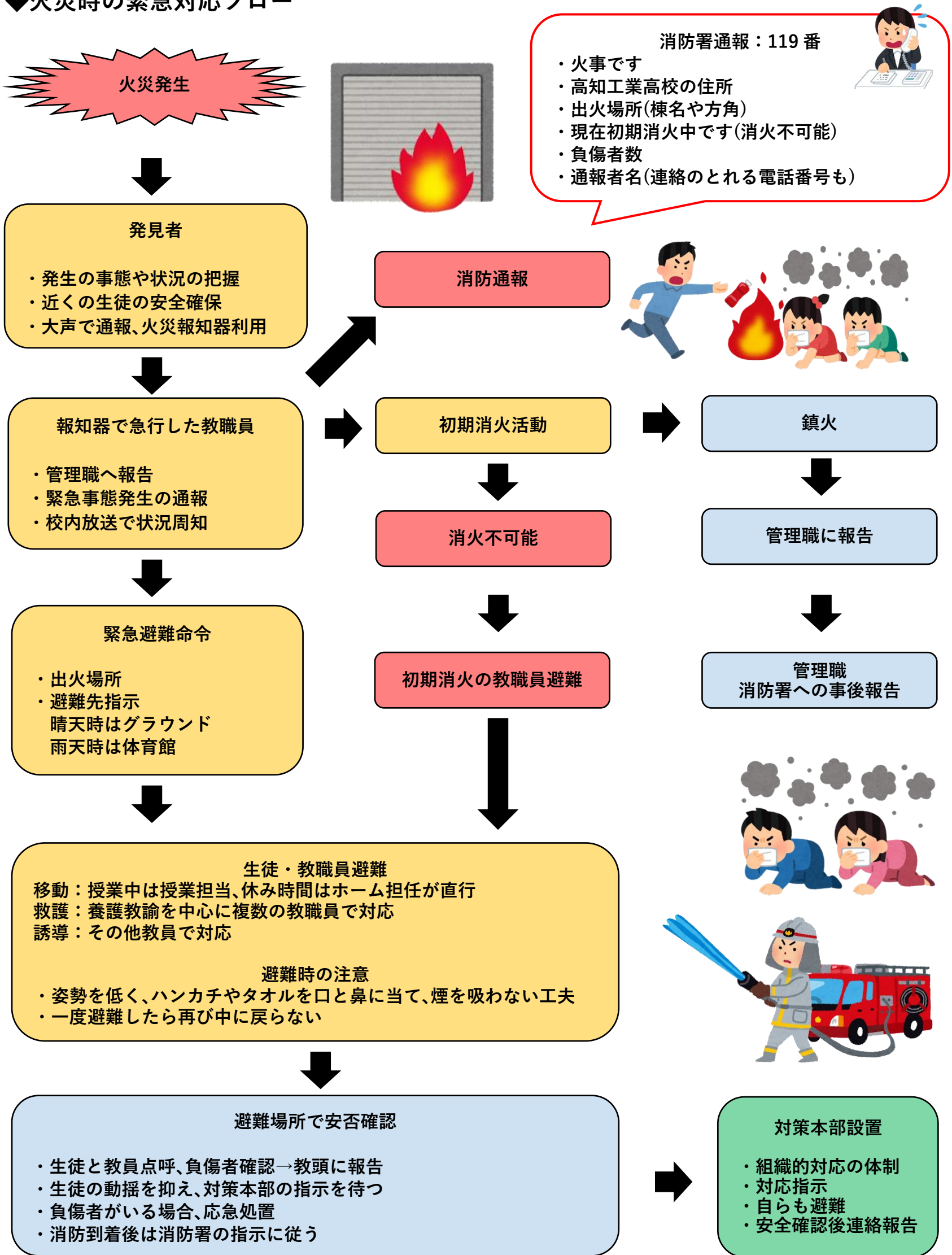
- ・20歳以上生徒は自身で家族等の居る避難場所に向かえるが、必ずカードに記入して提出
- ・提出時に中身を確認後提出が認められたら2次避難先に避難可
- ・対応教職員は記入された生徒引渡し連絡カードを対策委員か管理職に提出

火災

P.33 : 火災時の緊急対応フロー



◆火災時の緊急対応フロー



健康被害

P.35：健康被害の予防、校内であった場合の対応フロー

P.36：学校において予防すべき感染症

P.37：アレルギー反応による緊急時の対応

P.38：エピペンの使用方法

P.39：熱中症の対策

P.40：心肺蘇生法

P.41：生徒の心のケアについて

P.42：感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制

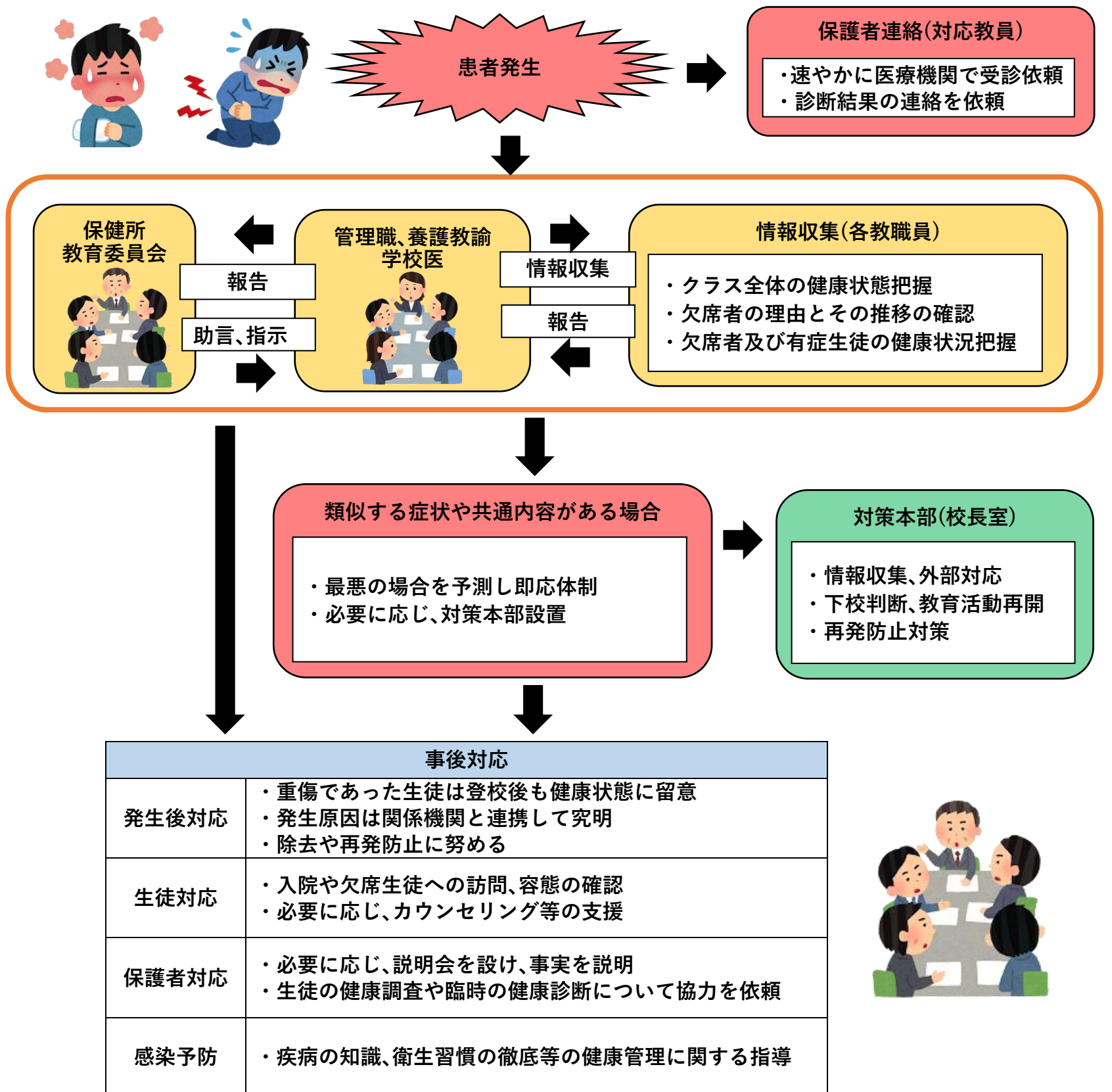
各連絡先一覧



◆健康被害の予防

食中毒	感染症(一種～三種)
<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、調理道具の洗浄の徹底 ・学校行事での調理、配膳、配送を的確に実施 ・野外活動での調理、配膳、配送を的確に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な健康観察の継続 ・定期健康診断の受診 ・基本的感染対策の徹底(手洗い・換気) ・流行時期前の予防接種(任意) ・有症時には早期受診 ・自身の発症が集団感染になる可能性を自覚

◆校内であった場合の対応フロー



◆学校において予防すべき感染症

学校保健安全法第 19 条および、学校保健安全法施行規則第 18・19 条において、学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準が以下の表のとおりに定められています。

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準等	
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS)痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	
	第二種	新型コロナウイルス感染症	発生した後 5 日を経過し、 かつ、解熱した後 1 日を経過するまで
		インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、 かつ、症状が軽快した後 2 日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで		
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(感染性胃腸炎など)	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで	

※出席停止の期間は上記のとおりですが、医師から具体的な指示があればその指示に従ってください。

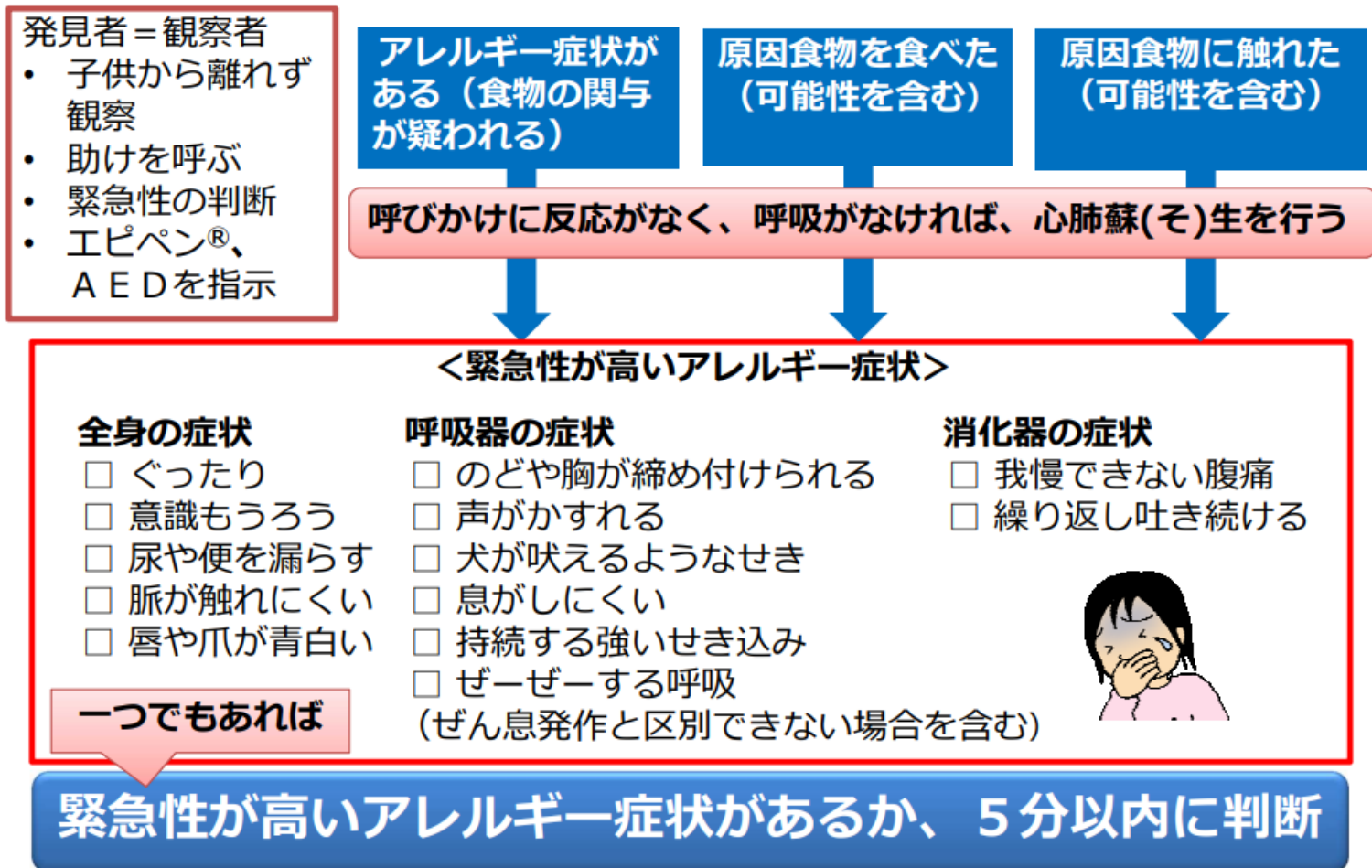
※第一種…感染症法によるもの

第二種…空気感染または飛沫感染するもので、学校において流行を広げる可能性の高い感染症

第三種…学校において流行を広げる可能性がある感染症。「その他の感染症」は、感染拡大を防ぐため
必要があるときに限り緊急的に措置を取ることができる。



◆アレルギー反応による緊急時の対応



東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・(公財)日本学校保健会

緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・ 救急車を要請 (119番通報)
- ・ ただちにエピペン®を使用
- ・ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う → AEDの使用
- ・ その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない!**

<安静を保つ体位>

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しくあお向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかからせる

- ・ その場で救急隊を待つ

文部科学省・(公財)日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

◆エピペンの使用方法

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、「カチッ」と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える
**注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！**

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ
“グー”で握る！

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する
伸びていない場合は「④に戻る」

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくる場所です。絶対に指や手等で触れたり、押しつけないでください。

文部科学省・(公財)日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を **しっかり押さえ、動かないように固定する**

服の上からも注射できますが、**注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何も入っていないことを確認**しましょう。

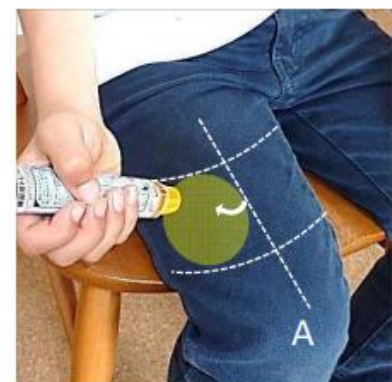
注射する部位

- 衣類の上から、打つことができる
- 太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合



東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

文部科学省・(公財)日本学校保健会

◆熱中症の対策

学校の管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育、部活動などスポーツ活動によるものである。また、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意が必要となる。また、WBGT 31℃以上では、活動を中止することを原則とする必要がある。



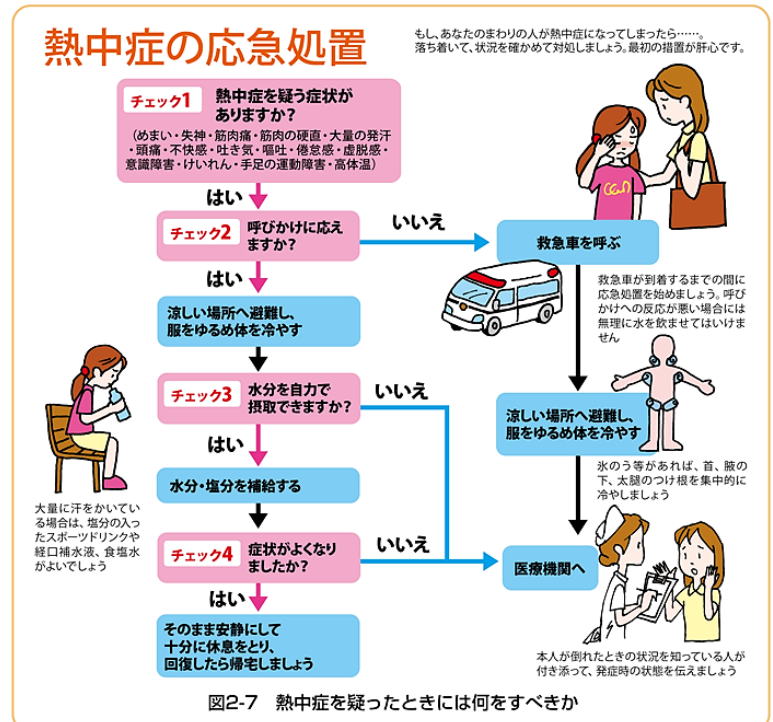
安全確保の基本

- (1) 肥満傾向の人は熱中症になりやすいので、トレーニング内容の軽減、適宜の水分補給と休憩など十分な予防措置をとる。
- (2) 運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させない。
- (3) 梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないため、暑さに慣れるまで1週間程度は、短時間で軽めの運動から始める。
- (4) 熱中症予防運動指針や WBGT 計等の測定機器による計測結果を教職員および生徒に周知・掲示し、未然に防止するように努める。

緊急時の安全確保

- (1) けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状である。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、応急手当を行う。
- (2) 意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせる。
- (3) 意識がある場合でも、吐き気等で水分が補給できない、応答が鈍い、言動がおかしい等の意識障害とみられる症状を確認した場合は、病院へ搬送する。

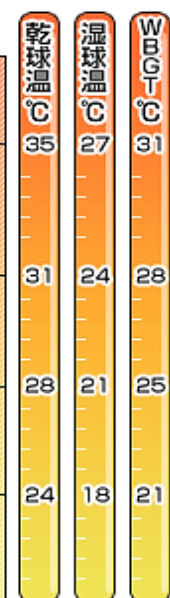
熱中症の応急処置



出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」p.24

熱中症予防のための運動指針

運動は原則中止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなる。特別な場合以外は運動は中止する。
厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いので激しい運動や持久走など熱負荷の大きい運動は避ける。運動する場合には積極的に休息をとり水分補給を行う。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動中止。
警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり、水分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。



WBGT (湿球黒球温度)

屋外：WBGT=0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度

室内：WBGT=0.7×湿球温度+0.3×黒球温度

○ 環境条件の評価はWBGTが望ましい。

○ 湿球温度は気温が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考にする。

○ 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランクきびしい環境条件の注意が必要。

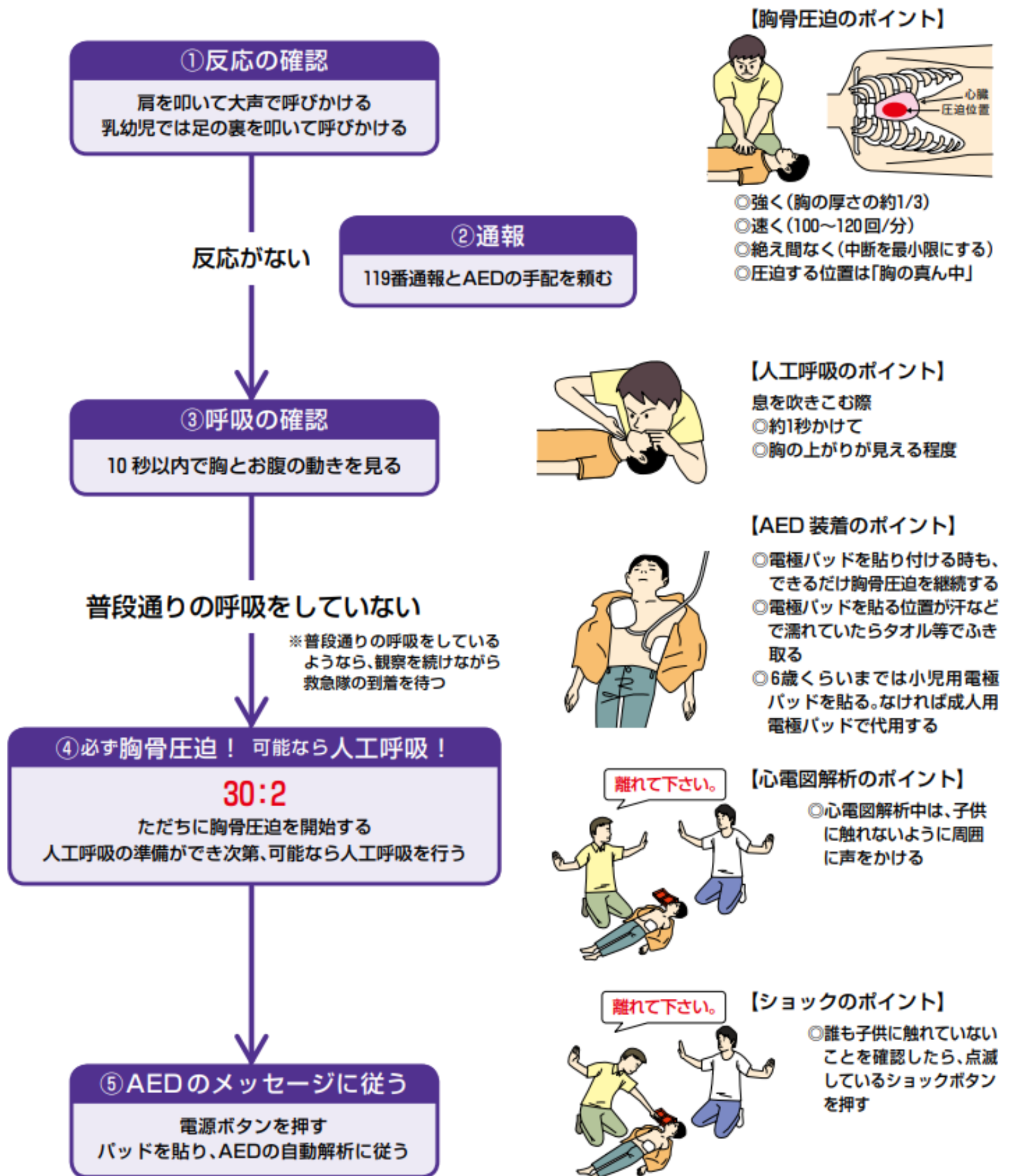
※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック (財団法人日本体育協会)」



◆心肺蘇生法

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



◆生徒の心のケアについて

災害時・事故などにおける、学校の役割分担

担当	内容等
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・ 生徒の実態から教育委員会等へのＳＣ要請を判断 ・ 保護者との連携（保護者説明会の実施と保護者への支援） ・ 各集会等で生徒への心のケアに関する講話の実施 ・ 安全、安心の確保への対応 ・ 生徒の心のケアに向けての組織づくり ・ 教職員の心のケアに向けた校内組織づくり ・ 心のケアにかかわる校内研修会実施の指示 ・ 学校全体で取り組む心のケアの企画と実施 ・ 外部機関、報道機関への対応 ・ 障がいや慢性疾患のある児童生徒への対応 ・ 教職員の住宅・家族の被災状況の把握 ・ 災害支援者の活用による教職員の負担の平準化
教務部 主幹教諭 学校安全担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の心のケアに向けての指導計画・実施の協力 ・ 教職員の心のケアに向けた研修計画・実施の協力 ・ 校内の実情に合わせたＳＣ、特別支援教育学校ＣＮの勤務調整 ・ 研修会や授業の調整、打合せ ・ 学校再開の業務計画の作成
ホーム担任 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の健康観察、心身の健康状態の把握 ・ 複数の教職員による多面的・総合的な生徒の理解 ・ 保護者との連携、情報共有 ・ 学級活動（ＨＲ）等における保健指導の実施 （自己肯定感・自己有用感・安心・信頼感を高める取組等） ・ 心のケアを図るための学級経営の充実 ・ 学校医、ＳＣ、ＳＳＷ、専門機関（心の教育センター）との連携 ・ 障がいや慢性疾患のある生徒への対応
養護教諭（講師）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の心身の健康状態の把握、情報共有 ・ 心のケアに関する啓発資料の準備・配布、校内支援体制の整備 ・ 健康相談の実施 ・ 心のケアに関する保健指導の実施 ・ 管理職との連携 ・ 学校医、ＳＣ、ＳＳＷ、専門機関（心の教育センター）との連携 ・ 感染症の予防対策 ・ 障がいや慢性疾患のある生徒への対応
事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の健康観察と情報共有 ・ 心のケアに関する事業の予算の処理等
カウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害における学校内の対応状況の確認 ・ 教職員へのコンサルテーションの実施 ・ 教職員や保護者との個別面談等の実施

◆感染症等の発生時における時間外緊急連絡の体制

- ①各福祉保健所に電話をかけると、留守番電話で高知県庁代表番号(088-823-1111)を案内される。
- ②高知県庁に電話をかけると、守衛が緊急連絡網の電話番号を持っており、主管課の課長へ連絡。
- ③課長から担当チーフ、管轄の福祉保健所等へ連絡し対応。



◆各連絡先一覧

保健所			
名称	住所	電話番号	F A X
安芸福祉保健所	安芸市矢ノ丸 1 - 4 - 36	0887-34-3175	0887-34-3170
中央東福祉保健所	香美市土佐山田町山田 1128 - 1	0887-53-3171	0887-52-4561
中央西福祉保健所	高岡郡佐川町甲 1243 - 4	0889-22-1240	0889-22-9031
須崎福祉保健所	須崎市東古市町 6 - 26	0889-42-1875	0889-42-8924
幡多福祉保健所	四万十市中村山手通 19	0880-35-5979	0880-35-5980



家畜保健衛生所等			
名称	住所	電話	F A X
中央家畜保健衛生所	土佐市高岡町乙 3229	088-852-7730	088-852-7733
(田野支所)	安芸郡田野町 903 - 8	0887-38-2543	0887-38-4152
(嶺北支所)	土佐郡土佐町田井 1370 - 7	0887-82-0054	0887-82-0094
西部家畜保健衛生所	高岡郡四万十町本堂 595	0880-24-0050	0880-24-0053
(幡多支所)	四万十市具同 5208	0880-37-2148	0880-37-5326
畜産振興課	高知市丸ノ内一丁目 7 番 52 号	088-821-4551	088-821-4578
中山間地域対策 鳥獣対策室	高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号	088-823-9039	088-823-9258

※家畜保健衛生所…家禽(鶏・アヒル・鴨 等の家畜)や愛玩鳥の異常

※鳥獣対策課…死亡野鳥



事故・事件

P.44：交通事故発生時の対応フロー

P.45：部活動時における事故防止と対応フロー

P.46：危険時等発生要領と日常管理

P.47：学校に不審者が来た場合の対応フロー

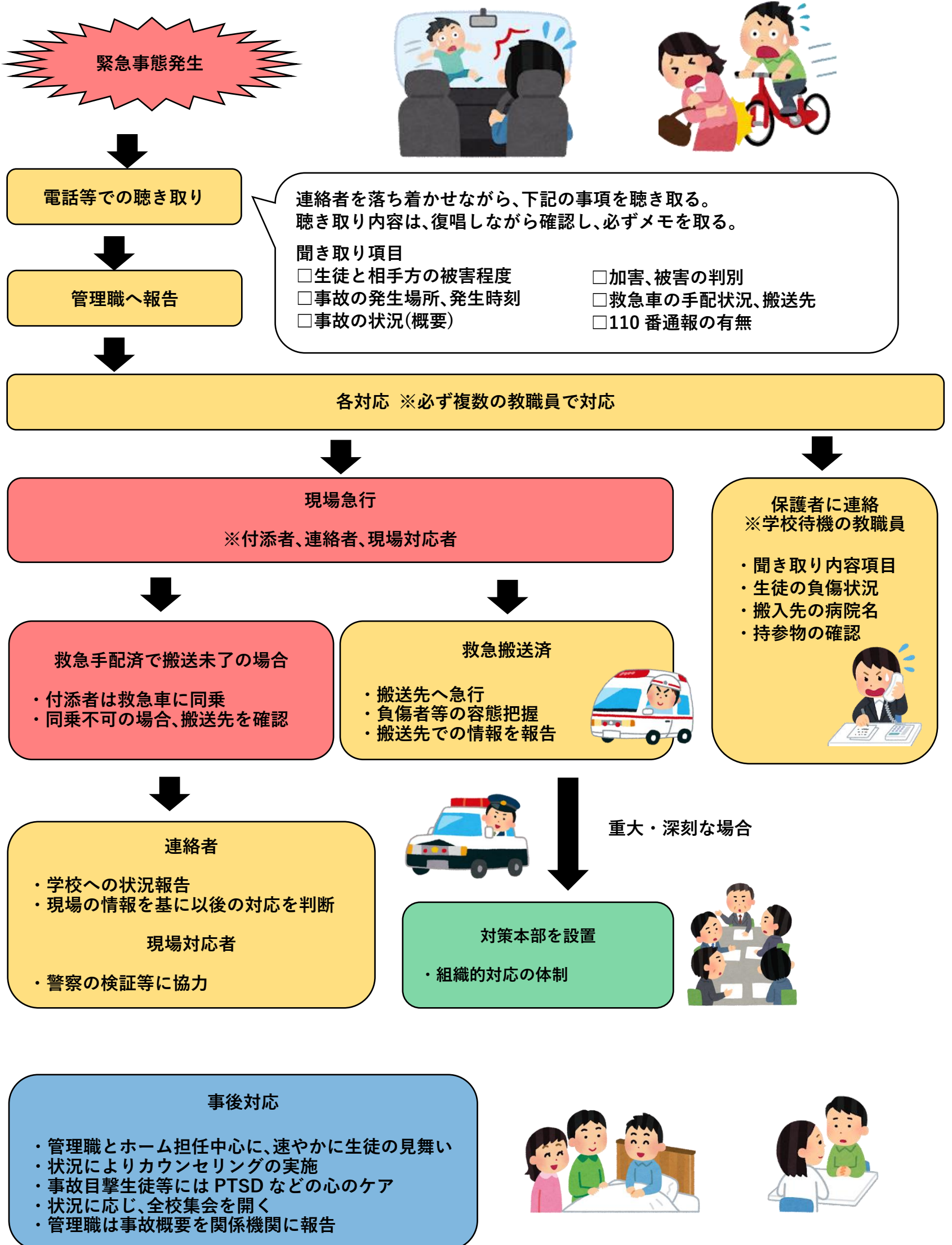
P.48：本校特定で犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー

P.49：北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る県立学校の対応について

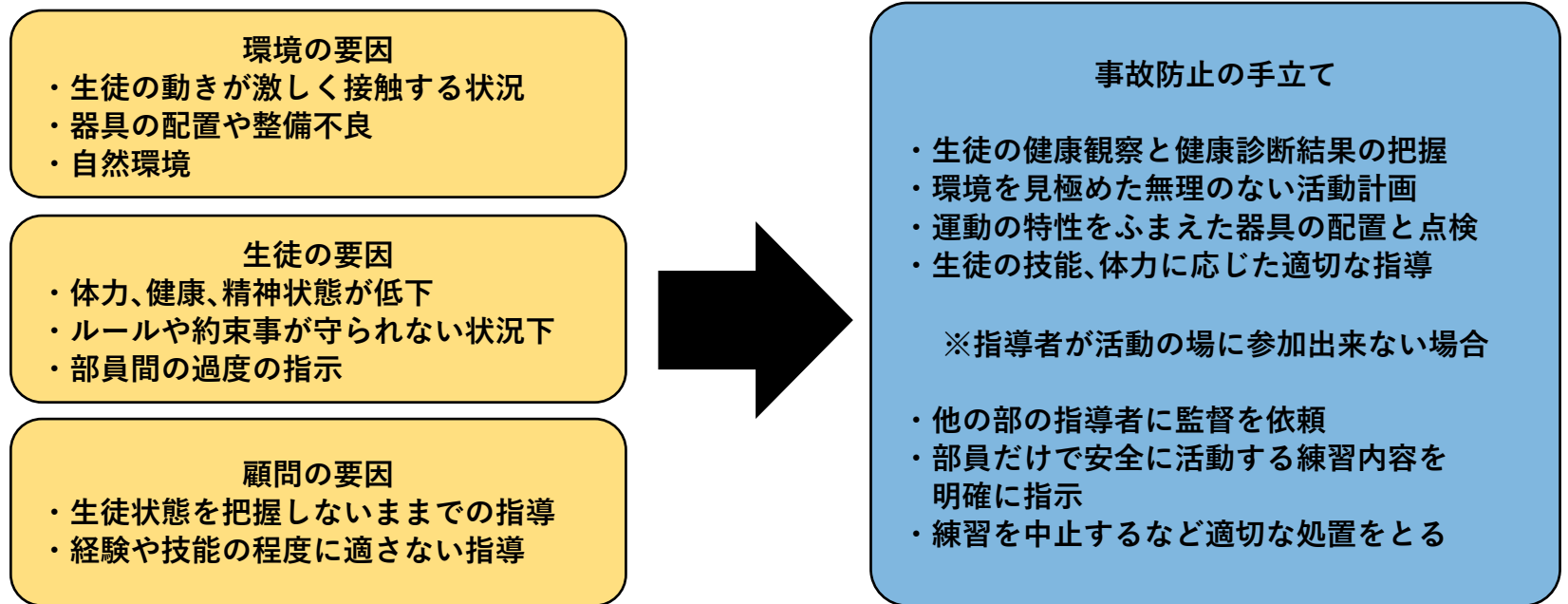
PP.50-52：台風、大雨等における教育活動の中止判断基準（全）(定)



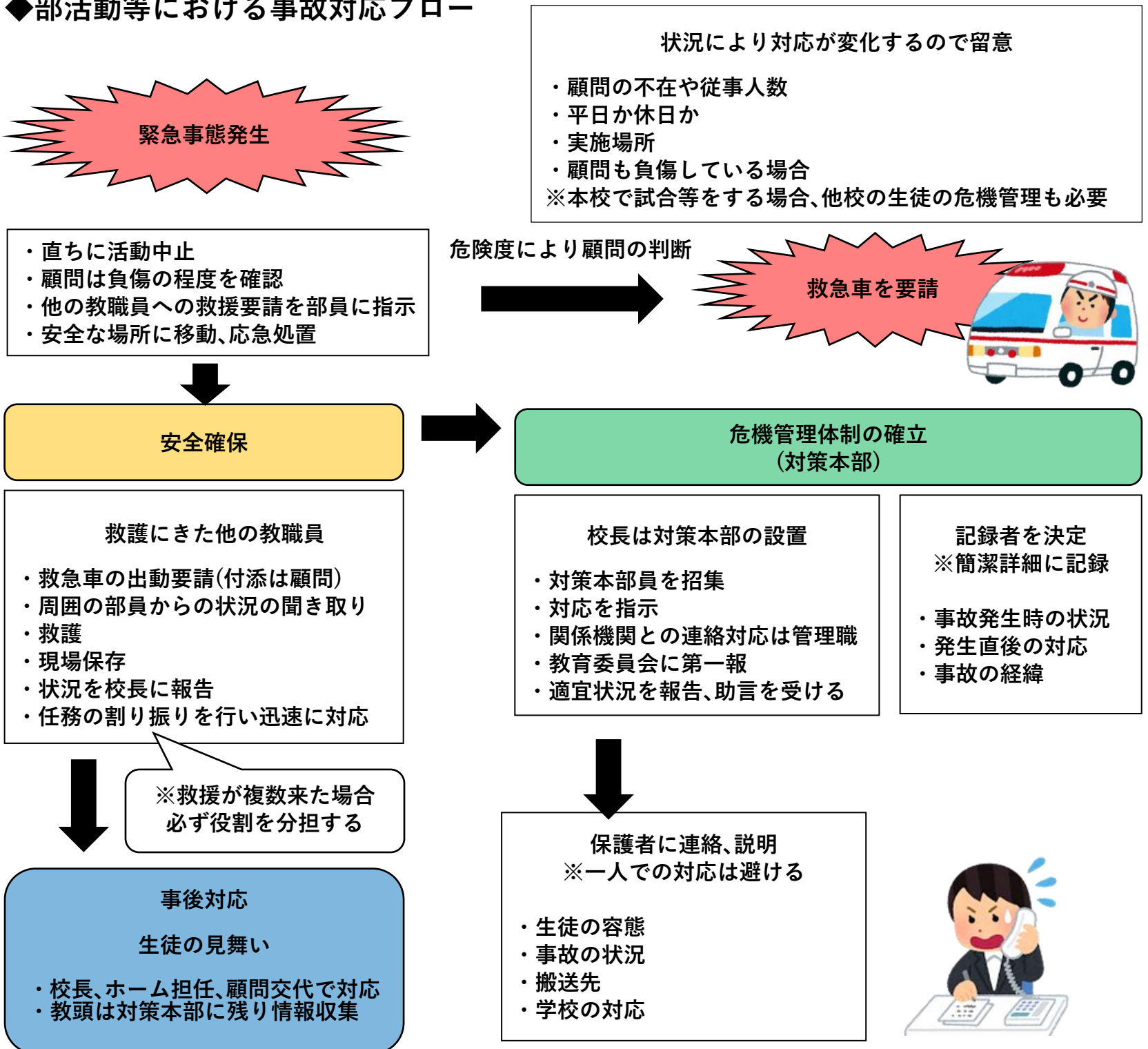
◆交通事故発生時の対応フロー



◆部活動等における事故防止



◆部活動等における事故対応フロー



◆危険時等発生要領と日常管理

(1) 校門及び校舎入り口の管理(3段階)

①校門管理

正門	北門・南門	西側門・南東門
解錠時間 6:00～22:30 施錠時間 22:30～守衛が施錠 ※翌日6:00まで原則施錠 ・事務室への案内掲示 ・関係者以外立入禁止の表示	北門・南門の解錠時間 6:10～8:45 15:30～18:00 北門・南門の施錠時間 8:45～15:30 18:00～守衛が施錠 ※翌日6:10まで原則施錠	原則、常時施錠 ※業者の搬入時のみ解錠

②校門から校舎入り口校門入り口付近・駐車場・その他

正門	駐車場	その他
・事務室への案内掲示 ・教職員挨拶運動実施 8:10～8:40 17:45～18:00	・来校者用駐車場の明示	・関係者以外立入禁止の表示

③校舎入り口の管理生徒用昇降口・来校者用入り口・その他校舎へ入れる場所

本館入口	その他
・事務室への案内掲示 ・事務室で来校受付	・関係者以外立入禁止の表示 ・事務室への案内掲示

(2) 来校者の管理

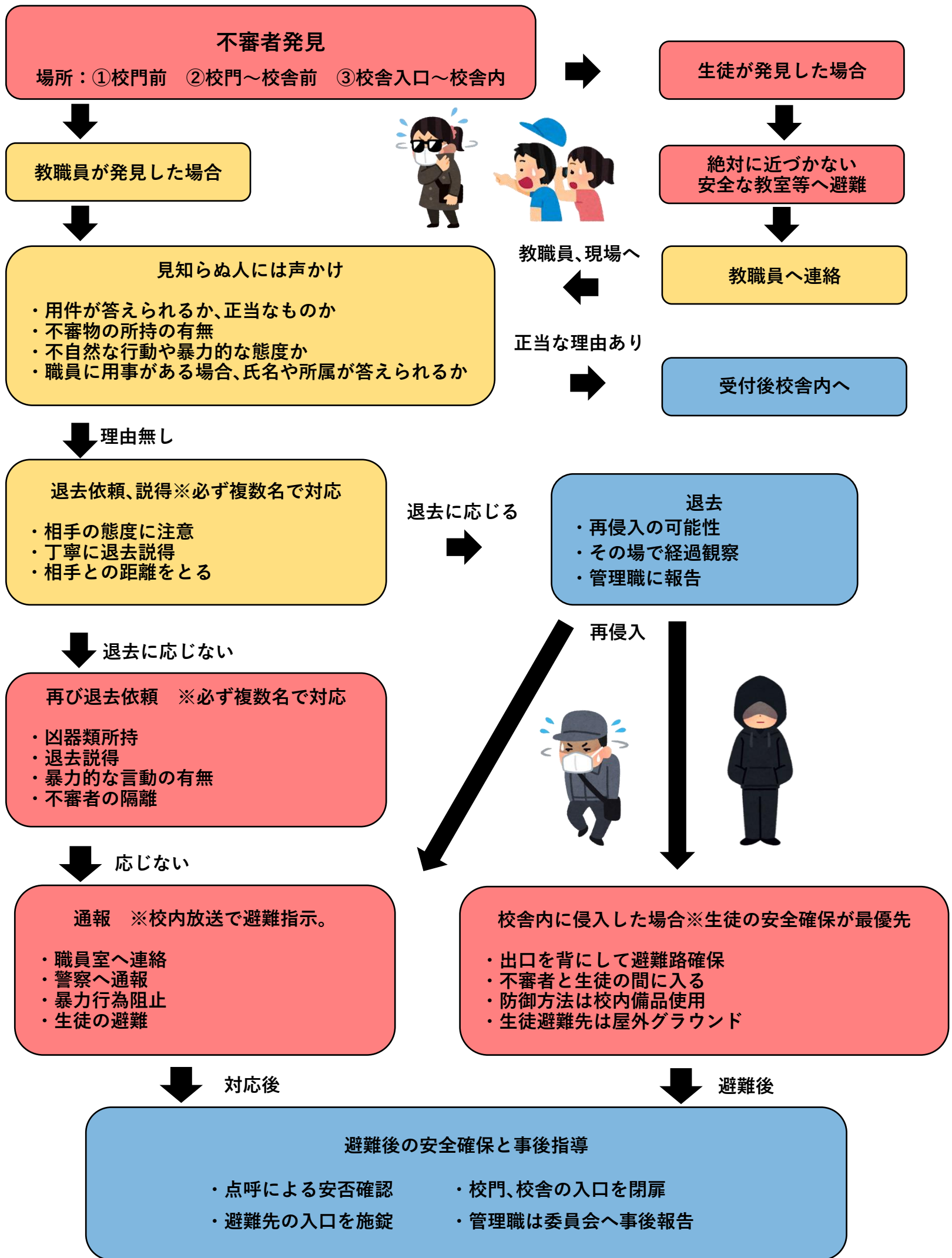
- ・来校者予定がある場合はグループウェアや職員朝礼（昼礼）で確認。
- ・一般来校者は事務室で受付のうえ、来校者と分かる札を配布。
- ・教職員は来校者とすれ違う場合は、積極的に挨拶を心がける。



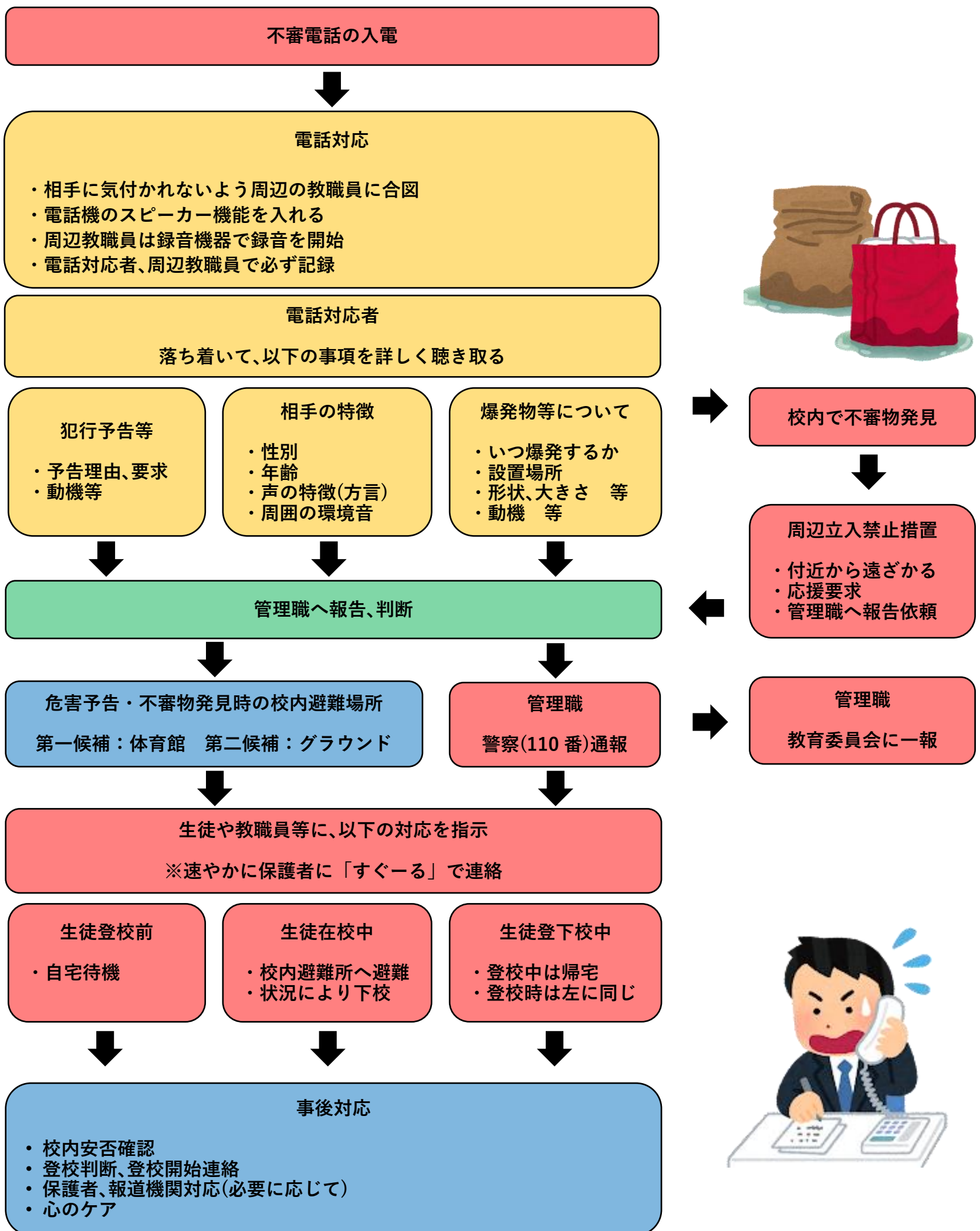
(3) 校内の巡視

- ・管理職や生徒指導主事や補導専任が主となり、全教員が協力して巡視を行う。

◆学校に不審者が来た場合の対応フロー



◆本校特定で犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



◆北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る県立学校の対応について

- 1 Jアラートが鳴った時の対応「避難行動」について ※Jアラート：全国瞬時警報システム
☆【弾道ミサイル落下時の行動について】（裏面）に基づき、各自が身を守るための「避難行動」をとる。

「速やかな避難行動（例）」

＜屋外にいる場合＞

- 近くの（できるだけ頑丈な）建物の中や地下などに避難する。
- 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部・身体を守る。
（車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。）

＜屋内にいる場合＞

- 窓から離れるか、窓のない部屋へ移動する。

「近くにミサイルが着弾した場合」

＜屋外にいる場合＞

- 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

＜屋内にいる場合＞

- 換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉する。

「正確かつ迅速な情報収集 等」

- テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示等に従って、落ち着いて行動する。
- 万が一、落下物らしき物を発見した場合には、決して近寄らず、警察や消防等に通報する。

- 2 ミサイルが発射された時の学校運営（基本的な対応）について

- (1) Jアラートが鳴った場合（高知県がミサイル飛行エリアの影響内にある場合）

「第1報」

「ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」があれば、すぐに避難行動をとり、安全を確保する。

「第2報」

- ① 「ミサイル通過」または「〇〇海に落下（日本の領海外の海域）」との情報が流れた場合には、通常の学校教育活動を行う。
- ② 「ミサイル落下の可能性情報・直ちに避難の呼び掛け」があれば、引き続き安全を確保する。

「第3報」

日本のいずれかの地域（日本の領土・領海）に落下したとの情報があつた場合には、通常の学校教育活動を停止する。以後、続報に留意する。

- ① 始業時間前に発生した場合は、臨時休業（臨時休校）とする。
 - ② 学校教育活動中（授業や部活動中など）に発生した場合には、直ちに活動を中止し、安全を確保する。
下校等については、校長が県教育委員会と協議し、判断する。
 - ③ 万が一、近隣に落下した場合には、児童生徒・教職員の安否確認と被害状況を把握し、県教育委員会に報告し、その後の学校教育活動の再開については、県教育委員会の指示による。
- (2) Jアラートが鳴らなかった場合（高知県がミサイル飛行エリアの影響外にある場合）
- ① 通常の学校教育活動を行う。
 - ② 日本の領土・領海に落下した場合には、県教育委員会の指示による。

- 3 学校運営に関する連絡は本校HPを用いる。また、状況により電話やメール連絡網その他により行う。

全 日 制

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立高知工業高等学校（全日制）

1 平常の授業日（定期試験含む）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	(1)以下の①～③の警報等が1つでも学校のある高知市及び隣接する市町村に発令されている場合、または円滑な教育活動の実施が困難と学校長が判断する場合 ①警戒レベル4相当以上の警報 ②暴風警報 ③大雪・暴風雪・波浪のいずれかの特別警報 (2)以下の①～⑥の警報が2つ以上、学校のある高知市及び隣接する市町村に発令されている場合、または円滑な教育活動の実施が困難と学校長が判断する場合 ①レベル3河川氾濫警報 ②レベル3大雨警報 ③レベル3土砂災害警報 ④レベル3高潮警報 ⑤大雪警報 ⑥暴風雪警報	休校または自宅待機

2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	同上	休講または中止

3-1 部活動（朝から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	同上	中止

3-2 部活動（午後から活動）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前10時30分	同上	中止

- (注) ①居住地や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
 ②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。
 ③対応状況は必要に応じて本校ホームページに掲載するので、確認を行うこと。
 ④外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。

<参考>教育活動の中止判断基準（まとめ）

● 1つの発表で教育活動の中止 ◇ 2つ以上の発表で教育活動の中止

※警戒レベルが付されない警報等

	大雪	暴風	暴風雪	波浪
特別警報	●	●	●	●
警報	◇	●	◇	
注意報				

※警戒レベルが付される警報等

警戒レベル	大雨	高潮	河川氾濫	土砂災害
5	●	●	●	●
4	●	●	●	●
3	◇	◇	◇	◇
2				
1				

定時制

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立高知工業高等学校 定時制

1 平常の授業日（定期試験含む）

判断する時刻	警報等の状況	対応
午後3時00分	学校のある高知市及び隣接する市町村においてつぎのように発表されている場合 (1) 以下の警報等が1つでも発表された場合 ① 警戒レベル4相当以上の警報 ② 暴風警報 ③ 大雪・暴風雪・波浪のいずれかの特別警報 (2) 以下の警報が2つ以上発表された場合 ① レベル3氾濫警報 ② レベル3大雨警報 ③ レベル3土砂災害警報 ④ レベル3高潮警報 ⑤ 大雪警報 ⑥ 暴風雪警報	休校 または 自宅待機

2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
補習等開始時刻の3時間前まで	上記の「1 平常の授業日（定期試験含む）」と同じ	休講 または 中止

警報の種類 I：従来通りの警報 … 暴風、波浪、大雪、暴風雪

警報の種類 II：新たに警戒レベルが定められた警報 … 大雨、氾濫、土砂災害、高潮

- (注) ① 居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。
 ② 判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。
 ③ 対応状況は必要に応じて本校ホームページに掲載するので、確認を行うこと。
 ④ 外部機関が実施する事業は、外部機関の判断によるが、上記基準を原則とした対応をとること。

警戒レベル (相当)	大雨	氾濫	土砂災害	高潮
緊急安全確保 5	レベル5 特別警報			
避難指示 4	レベル4 危険警報			
高齢者等避難 3	レベル3 警報			
2	レベル2 注意報			

参考表：新たに警戒レベルが定められた警報

高知県立高知工業高等学校 学校安全対策委員会

〒781-8010 高知県高知市棧橋通 2-11-6

電 話 088-831-9171

F A X 088-833-7666

E-mail 320130@ken.pref.kochi.lg.jp

